



株主の皆さまへ

証券コード 6740

2025年6月6日

(電子提供措置の開始日2025年5月27日)

東京都港区西新橋三丁目7番1号

株式会社ジャパンディスプレイ
取締役 スコット キャロン

第23期定時株主総会及び普通株主様による種類株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第23期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

今回の定時株主総会には、第1号議案「新設分割計画承認の件」を議案として上程いたしますが、当該議案につきましては、会社法第322条に基づく決議をいただくため、普通株主様による種類株主総会を併せて開催させていただくこととなりました。

定時株主総会及び普通株主様による種類株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。以下の当社ウェブサイトへアクセスいただき、「第23期定時株主総会（2025年6月21日開催）」欄よりご確認ください。

当社ウェブサイト

<https://www.j-display.com/ir/stockinfo/meeting.html>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。以下のウェブサイトへアクセスいただき「銘柄名（会社名）」に「ジャパンディスプレイ」又は「コード」に当社証券コード「6740」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、2025年6月20日（金曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。議決権行使書用紙のご郵送又はインターネットによる議決権行使の詳細は、本招集ご通知の3頁から4頁をご覧ください。

製品の展示を実施いたしますので、是非ご覧くださいませようお願い申し上げます。

また、当日は本総会終了後に株主懇談会の開催を予定しております。皆さまからのご質問や忌憚のないご意見、ご提案をお受けする機会といたしますので、是非ご参加くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2025年6月21日（土曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2 場 所	東京都港区芝公園一丁目1番1号 ベルサール御成門タワー3階
3 目的事項	[定時株主総会] 報告事項 1. 第23期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第23期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 新設分割計画承認の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役5名選任の件 [普通株主様による種類株主総会] 決議事項 議 案 新設分割計画承認の件
4 議決権行使に関する事項	(1) 議決権の代理行使をされる場合には、委任状を議決権行使書用紙とともに受付にご提出願います。なお、代理人は議決権を有する株主様1名に限らせていただきますのでご了承ください。 (2) 議決権行使書用紙において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。 (3) 議決権行使書用紙のご郵送とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合には、インターネットによるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。 (4) インターネットによって、複数回、議決権を行使された場合には、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ・電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
- ・書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款の規定に基づき、電子提供措置事項のうち、下記の事項を記載しておりません。なお、監査委員会及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
「会社の新株予約権等に関する事項」、「会社の体制及び方針（1）業務の適正を確保するための体制、（2）業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」、「連結注記表」、「個別注記表」

以 上

株主総会会場ご案内図



会 場

東京都港区芝公園 1-1-1
住友不動産御成門タワー内
ベルサール御成門タワー3階

1階ベルサール専用エントランスから
エレベーターで3階へお越しください。

最寄駅

都営三田線 御成門駅

御成門駅改札を出てA3b出口経由で、
1階エントランスより入館ください。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

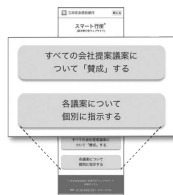
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

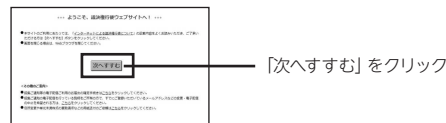
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが議決権行使ウェブサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログインし、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、議決権行使ウェブサイトへ遷移できます。

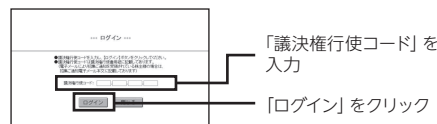
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

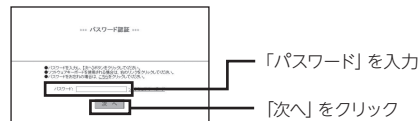
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

パソコン等の操作方法
に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話 **0120-652-031** (受付時間 午前9時～午後9時)

議決権電子行使プラットフォームについて

機関投資家の皆さまに関しましては、本総会につき、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

株主総会参考書類

第1号議案 新設分割計画承認の件

1. 新設分割提案の理由

当社は、「今までにない発想と、限らない技術の追求をもって、人々が躍動する世界を創造し続ける」という企業理念のもと、その手段として、多くの事業分野、市場に多様なディスプレイを提供してまいりました。

車載用ディスプレイにおいては、ClusterやCID（Center Information Display）、ミラー等のデジタル化にいち早く対応する等、車載事業を「METAGROWTH 2026」戦略におけるコア事業に位置づけ、顧客ニーズの取り込みや、2 Vision Display（2VD）等の多くの新しいディスプレイ技術による価値提案と、安定的な製品供給により、事業成長を追求してまいりました。

しかしながら、ディスプレイ産業においては、中国をはじめとする海外ディスプレイメーカーの生産能力増強や、それに伴う当社事業分野への製品展開によって激しいコスト競争、顧客需要のボラティリティの高さ、エネルギー費、部材費の上昇もあり、スマートフォンや車載用ディスプレイ等の製品分野において、長期の事業年度にわたり、ディスプレイを専業とする当社の収益力の改善を加速させることが困難な状況が続いております。

かかるディスプレイ事業の市場環境において、これまでの厳しい財務状況からの脱却を図り、企業価値を高めていくため、当社は2024年11月、ディスプレイ事業に加え、センサー事業や先端半導体パッケージング事業への事業展開による成長を企図した、BEYOND DISPLAY戦略を発表いたしました。当該戦略において、ディスプレイ事業は、高成長と高収益に向けた構造的転換を図るものとして、アセットライト化により従来の工場経費を極小化し、事業競争力を高めていくことを、その基本戦略としております。

この基本戦略のもと、車載事業については、当社財務状況等に左右されず、車載用ディスプレイに関する最適な経営判断や意思決定の迅速化等によって、当事業の成長機会を確実に獲得していくことは、当事業の継続的な成長の実現とともに、当社グループの企業価値向上に資するものと考え、車載事業を新設する「株式会社AutoTech」に移管し、本新設分割による子会社化を行うものです。

本新設分割により想定される車載事業への効果は、次のとおりです。

- ・設計、製品開発に特化し、車載用ディスプレイ専業の事業体として、新製品、価値提案や安定供給を実現することにより、これまで培ったディスプレイ技術の深化と、顧客との信頼関係をより一層強化します。
- ・顧客のニーズや車載用ディスプレイ需要に対する機動性を高め、経営資源の配分、集中等の意思決定を迅速に行うことができます。
- ・協業及び提携等による製品競争力の強化や、調達コストの競争力を高めることができます。資金調達手段を外にも求めることができ、経営資源の安定確保につながります。
- ・外部ファブの活用により、当社運営の石川工場からの調達に限定されず、より一層コスト競争力に優れた高品質の車載用ディスプレイを顧客に提供することができます。

なお、株式会社AutoTechには、車載事業に属する資産、債務等の権利義務を承継させる予定です。

2. 新設分割計画の内容の概要

新設分割計画書（写）

株式会社ジャパンディスプレイ（以下「当社」という。）は、当社の車載関連の事業（以下「本分割事業」という。）に関して有する権利義務を、新たに設立する株式会社AutoTech（以下「新設会社」という。）に承継させる新設分割（以下「本件分割」という。）に関し、以下のとおり新設分割計画（以下「本計画」という。）を作成する。

第1条（目的）

当社は、会社法に定める新設分割の方法により、本計画に基づき、当社が本分割事業に関して有する権利義務を新設会社に承継させる新設分割を行う。

第2条（新設会社の定款で定める事項）

新設会社の目的、商号、本店の所在地および発行可能株式総数その他新設会社の定款で定める事項は、「株式会社AutoTech 定款」（別紙1）に記載のとおりとする。なお、新設会社の本店の所在場所は、東京都港区西新橋三丁目7番1号とする。

第3条（新設会社の設立時役員の氏名および設立時代表取締役）

- 1 新設会社の設立時役員の氏名は以下に定めるとおりとする。
 - (1) 設立時取締役 福永誠一、野村充生、平林健
 - (2) 設立時監査役 植木俊博
- 2 新設会社の設立時代表取締役は以下に定めるとおりとする。
 - (1) 設立時代表取締役 福永誠一

第4条（新設会社が承継する資産、債務、雇用契約その他権利義務に関する事項）

- 1 新設会社は、本件分割に際し、「承継権利義務明細表」（別紙2）記載の資産、債務、雇用契約、その他の権利義務を承継する。
- 2 当社から新設会社に承継される一切の債務につき、新設会社は、免責的に債務を引受ける。
- 3 第1項に規定する資産、債務、雇用契約、その他の権利義務の承継に際して行われる登記、登録、通知等の手続きの要する登録手続き費用その他一切の費用は、新設会社の負担とする。

第5条（新設会社が本件分割に際して交付する株式の数）

- 1 新設会社は、本件分割に際して普通株式1,000株を発行し、その全てを前条に定める権利義務の対価として当社に割当て交付する。
- 2 新設会社は、本件分割に際し、当社に対して、前項に定める新設会社の発行する株式以外の一切の資産を交付しない。

第6条（新設会社の資本金および準備金に関する事項）

新設会社の資本金および準備金の額は、以下のとおりとする。

- (1) 設立時資本金 金 50,000,000円
- (2) 設立時資本準備金 金 50,000,000円
- (3) 設立時利益準備金 金 0円

第7条（分割効力発生日）

新設会社の設立の登記をすべき日は、2025年10月1日（以下「分割効力発生日」という。）とする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、これを変更することができる。

第8条（本計画の承認手続）

当社は、分割効力発生日の前日までに、株主総会および普通株主による種類株主総会を開催し、本計画の承認を求めるものとする。

第9条（競業避止義務）

当社は、本件分割後においても、本分割事業について、会社法第21条に定める競業避止義務を負わない。

第10条（条件変更および中止）

当社は、本計画作成後、分割効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、当社の財産の状態または経営状態に重大な変動が生じた場合、本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本件分割の目的の達成が困難となった場合には、本計画の内容を変更し、または本件分割を中止することができる。

第11条（本計画の効力）

本計画は、第8条に定める株主総会および普通株主による種類株主総会における承認ならびに法令に定める関係官庁による承認が得られなかった場合は、その効力を失う。

第12条（本計画に定めのない事項）

本計画に定めるもののほか、本件分割に関し必要な事項は、本件分割の趣旨に従って、当社がこれを決定する。

以 上

2025年5月15日
東京都東京都港区西新橋三丁目7番1号
株式会社ジャパンディスプレイ
代表取締役会長CEO スコット キャロン

別紙 1

株式会社AutoTech 定款

第 1 章 総則

（商号）

第 1 条 当社は、株式会社AutoTechと称し、英文ではAutoTech Inc.と表示する。

（目的）

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 車載関連事業におけるディスプレイデバイスおよびその関連製品ならびに部品の研究、開発、製造および販売
2. 車載関連事業における電気、電子機器およびソフトウェア等の企画、研究、開発、設計、製造、販売、保守、レンタル、リースおよびこれらに関連するソリューションサービス等の提供
3. 車載関連事業における電子技術を利用した生体情報測定を含む情報収集サービス、情報分析サービスおよび情報提供サービス
4. 前各号に付帯関連する一切の業務

(本店所在地)

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

(1) 取締役会

(2) 監査役

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、官報に掲載する方法とする。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、1,000株とする。

(株券の不発行)

第7条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当社の株式の譲渡による取得については、取締役会の承認を得なければならない。

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第9条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第10条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎事業年度末日とする。

(招集権者および議長)

第11条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、予め取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第12条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第13条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会毎に、代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(株主総会の議事録)

第14条 株主総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第15条 当会社の取締役は、4名以内とする。

(選任方法)

第16条 取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第17条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠として、または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会の招集権者および議長)

第18条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第19条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(代表取締役および役付取締役)

第20条 当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

2. 当会社は、取締役会の決議によって、取締役社長1名を定めるものとし、取締役会長1名およびその他の役付取締役若干名を定めることができる。

(取締役会の決議方法)

第21条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2. 当会社は、会社法第370条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第22条 取締役会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役および監査役がこれに署名もしくは記名押印または電子署名し、当会社が保存する。

(取締役会規則)

第23条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の責任免除)

第24条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役

(員数)

第25条 当社の監査役は、3名以内とする。

(選任方法)

第26条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第27条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役の責任免除)

第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 計算

(事業年度)

第29条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当)

第30条 剰余金の配当は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に支払う。

(中間配当)

第31条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日現在の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に、会社法第454条第5項による中間配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

第32条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

附則

(最初の事業年度)

第1条 当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から2026年3月31日までとする。

(附則の削除)

第2条 本附則は、当会社の最初の事業年度に関する定時株主総会の終結の時をもって削除する。

別紙2

承継権利義務明細表

新設会社の成立の日において、新設会社が本件分割により当社から承継する権利義務については、法令上もしくは契約上承継できないものを除き、次に定めるとおりとし、これらの権利義務のうち資産及び負債の額については、2025年3月31日現在の貸借対照表を基礎とし、これに分割期日の前日までの増減を加味した上で確定する。

1 資産

分割効力発生日において本分割事業に属する資産。ただし、石川工場及び鳥取工場に属する資産並びに当社が別途指定したものを除く。

2 負債

分割効力発生日において本分割事業に属する負債。ただし、当社が別途指定したものを除く。

3 雇用契約

分割効力発生日において本分割事業に主として従事する従業員及び従として従事する従業員のうち別途合意した者との雇用契約。ただし、石川工場及び鳥取工場に属する従業員並びに別途当社と合意した従業員は除く。なお、雇用契約に定められた労働条件はそのまま維持される。

4 承継する雇用契約以外の契約上の地位等

本分割事業にかかる取引基本契約、業務委託契約その他の契約に関する一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。ただし、当社が別途指定したものを除く。

5 許認可等

本分割事業に関して当社が取得している許認可等のうち、法令上当社から新設会社への承継が可能であるものの。

3. 会社法施行規則第205条各号に定める内容の概要

(1) 新設分割の対価の定め相当性に関する事項

① 交付する株式数の相当性に関する事項

新設会社は、本新設分割に際して普通株式1,000株を発行し、その全てを当社に割当交付いたします。当社は、当社が新設会社の発行する全ての株式を取得するため、株式数を任意に定めることができると考えられるところ、新設会社が承継する資産等の事情、その他諸般の事情を勘案した結果、上記の株式数が相当であると判断しております。

② 資本金及び準備金の額に関する事項

当社は、新設会社の資本金及び準備金の額を、会社計算規則に従い、新設分割計画書第6条に記載のとおりとすることにいたしました。当社は、新設会社が承継する資産等及び今後の事業活動等を考慮した結果、当該資本金及び準備金の額は相当であると判断しております。

(2) 新株予約権の内容等についての定め相当性に関する事項

該当する事項はありません。

(3) 当社における最終事業年度の末日後の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当する事項はありません。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由
- (1) 経営体制の変更に伴い、必要に応じ役付取締役を選任できるよう第22条（取締役会議長）に所要の変更を行うものであります。併せて、執行役の役位の運用を整理するため、第35条（代表執行役および役付執行役）に所要の変更を行うものであります。
- (2) その他、現行定款における文言の修正を併せて行うものであります。
2. 変更の内容
- 変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
(取締役会議長) 第22条 取締役会は、その決議によって、取締役の中から取締役会議長1名を選定する。	(取締役会議長および役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって、取締役の中から取締役会議長1名を選定する。 <u>2. 取締役会の決議によって、役付取締役を選定することができる。</u>
(代表執行役および役付執行役) 第35条 当社は、取締役会の決議によって、代表執行役を選定する。 2. 当社は、取締役会の決議によって、執行役の中から執行役会長、執行役社長、その他の役付執行役を選定することができる。	(代表執行役および役付執行役) 第35条 当社は、取締役会の決議によって、代表執行役を選定する。 2. 当社は、取締役会の決議によって、<u>役付執行役</u>を選定することができる。
(D種優先株式) 第11条の5 (省略) 8. 普通株式対価の取得請求権(償還請求権)	(D種優先株式) 第11条の5 (現行どおり) 8. 普通株式対価の取得請求権(転換請求権)
(E種優先株式) 第11条の6 (省略) 8. 普通株式対価の取得請求権(償還請求権)	(E種優先株式) 第11条の6 (現行どおり) 8. 普通株式対価の取得請求権(転換請求権)

第3号議案 取締役5名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（6名）が任期満了となります。つきましては、指名委員会の決定に基づき、取締役1名を減員することとし、取締役5名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	当社における 地位及び担当	在任年数 (本総会終結時点)
1	スコット キャロン ☐ 再任 ☐ 非執行	取締役 取締役会議長 指名委員会委員長 報酬委員会委員長	5年3か月
2	うえき としひろ 植木 俊博 ☐ 再任 ☐ 非執行	取締役 監査委員会委員長	4年10か月
3	おげき たまね 小関 珠音 ☐ 再任 ☐ 社外 ☐ 独立	社外取締役 指名委員会委員 報酬委員会委員	4年10か月
4	いと う し ほ 伊藤 志保 ☐ 再任 ☐ 社外 ☐ 独立	社外取締役 監査委員会委員	3年
5	つじむら たかとし 辻村 隆俊 ☐ 再任 ☐ 社外 ☐ 独立	社外取締役 指名委員会委員 報酬委員会委員 監査委員会委員	1年

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1 再 任	 スコット キャロン (1964年12月6日)	1988年 4 月 MIPS Computer Systems, Inc. 1991年 9 月 スタンフォード大学 アジアパシフィックリサーチセンター 1994年 3 月 日本開発銀行 設備投資研究所 客員研究員 1994年 8 月 パンカーズ・トラスト・アジア証券会社 東京支店 1997年 3 月 モルガン・スタンレー証券会社 2000年 6 月 プルデンシャルplc 日本駐在員事務所 駐日代表 2001年 5 月 PCAアセット・マネジメント株式会社（プルデンシャルplc傘下）代表取締役 2002年 4 月 モルガン・スタンレー証券会社 2003年 1 月 同社 株式統括本部長 2006年 5 月 いちごアセットマネジメント株式会社 代表取締役社長（現任） 2008年10月 いちご株式会社 代表執行役会長 2008年11月 同社 取締役会議長 兼 代表執行役会長（現任） 2012年 5 月 株式会社チヨダ 社外監査役 2015年 5 月 株式会社チヨダ 社外取締役 2017年 7 月 いちご投資顧問株式会社 執行役会長 2020年 3 月 当社 代表取締役会長 2020年 6 月 当社 代表取締役会長 兼 会長執行役員 2020年 6 月 富士通株式会社 社外取締役 2020年 8 月 当社 取締役 兼 代表執行役会長 2021年 1 月 当社 取締役 兼 代表執行役会長CEO 2025年 6 月 当社 取締役（現任） 【重要な兼職の状況】 いちごアセットマネジメント株式会社 代表取締役社長 いちご株式会社 取締役会議長 兼 代表執行役会長	普通株式 0株
【取締役候補者とした理由】 2008年より上場企業において取締役会議長、代表執行役会長として企業経営の執行に携わり、全てのステークホルダーのための企業価値向上をけん引してきた経営者としての経験と実績を有しています。また、機関投資家として長年にわたる経験を有し、金融庁、経済産業省、東京証券取引所におけるコーポレート・ガバナンスや企業価値向上に関する有識者会議等のメンバーとして、日本企業の価値向上に尽力しておりました。2020年3月から当社代表取締役会長及び取締役会議長、同年8月から取締役兼代表執行役会長、2021年1月からCEOとして当社グループの経営を担い、経営改革・ガバナンス改革を推進してまいりました。当社としましては、同氏がこれまで培ってこられた企業経営者・機関投資家両面での豊富な経験を活かし、ディスプレイ専門メーカーからBEYOND DISPLAYへの進化を遂げるための戦略推進及び、当社取締役会の更なる機能強化に寄与すると考え、引き続き、取締役として選任をお願いするものです。			

2

再任



う え き と し ひ ろ
植 木 俊 博
(1956年3月1日)

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1981年4月 大日本インキ化学工業株式会社（現DIC株式会社） 入社
 1981年11月 日本アイ・ビー・エム株式会社 入社
 1998年4月 同社 Display Business Unit 液晶開発製造担当
 2000年6月 米IBM本社 Distinguished Engineer
 2001年4月 日本アイ・ビー・エム株式会社 技術理事
 2004年8月 NVTech株式会社 取締役 研究開発担当
 2004年8月 InfoVision Optoelectronics株式会社 CTO
 2007年3月 Videocon Displays Research株式会社 代表取締役社長
 2010年4月 株式会社ブイ・テクノロジー 執行役員 兼 技術開発部長
 2012年4月 AvanStrate株式会社 CTO
 2012年10月 同社 代表取締役社長 兼 CEO
 2016年9月 日本電解株式会社 代表取締役社長 兼 CEO
 2019年5月 当社 社長室 特命担当
 2019年10月 当社 執行役員 COO 兼 前工程生産本部長
 2020年6月 当社 執行役員
 2020年8月 当社 取締役（現任）
 2021年6月 株式会社JOLED 社外取締役

【重要な兼職の状況】
なし

所有する
当社の株式数

普通株式
63,900株

【取締役候補者とした理由】

大手電子機器製造及びサービス会社での勤務経験を経て、電子機器分野におけるグローバルで豊富な経営経験と多くの実績を有しております。2019年10月より当社執行役員COO兼前工程生産本部長として、国内外生産拠点の高効率運営や製造技術力の育成・強化を中心に、コスト競争力の強化に取り組んでまいりました。2020年8月より、当社取締役、監査委員会委員として、また、2021年6月から監査委員会委員長として、経営を監督するとともに、これまで培ってこられた経験や知見を活かして当社グループの経営への積極的な助言の他、ガバナンス強化に向けた監査・監督機能の強化を推進していただいていることから、引き続き、取締役として選任をお願いするものです。

3

再任
社外
独立



お ぜ き た ま ね
小 関 珠 音
(1965年10月30日)

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
		1989年 3 月 一橋大学 経済学部卒業 学士（経済学） 1989年 4 月 株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほフィナンシャルグループ） 2003年 3 月 一橋大学大学院 国際企業戦略研究科 経営・金融専攻（修士課程）修了 修士（経営） 2004年 3 月 ベリングポイント株式会社（現PwCコンサルティング合同会社） 2005年 3 月 一橋大学大学院 国際企業戦略研究科 法務・公共政策専攻（修士課程）修了 修士（経営法） GCA株式会社 2006年 8 月 株式会社dimmi 代表取締役 2012年 2 月 イノベーションドライブ合同会社 2012年 4 月 横浜市立大学 国際総合科学部 特別契約准教授 2013年 3 月 東京大学大学院 工学系研究科 先端学際工学専攻（博士課程）修了 博士（学術） 2013年12月 山形大学工学部 産学連携准教授 2014年 1 月 株式会社幹細胞イノベーション研究所 取締役 2014年 4 月 山形大学工学部 客員准教授（現任） 2014年 5 月 株式会社幹細胞&デバイス研究所 取締役 2016年 4 月 大阪市立大学 大学院創造都市研究科 准教授 2018年 2 月 株式会社幹細胞&デバイス研究所 顧問（現任） 2018年 4 月 大阪市立大学 大学院都市経営研究科兼商学部 准教授 2020年 8 月 当社 社外取締役（現任） 2022年 4 月 大阪公立大学 大学院都市経営研究科 准教授 2022年10月 株式会社脱炭素化支援機構 社外取締役（現任） 2024年 4 月 大阪公立大学 大学院都市経営研究科 教授（現任） 【重要な兼職の状況】 大阪公立大学 大学院都市経営研究科 教授 株式会社幹細胞&デバイス研究所 顧問 株式会社脱炭素化支援機構 社外取締役	普通株式 139,400株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 大阪公立大学大学院の教授及び山形大学の産学連携准教授として、イノベーション、ビジネスモデル、大学発ベンチャー、クリエイティビティ等をテーマとして研究すると同時に、複数のベンチャー企業の創業及び経営に携わり、経営に関する高度な専門知識のほか、豊富な経営経験を有しています。過去には、企業提携と市場創造について有機EL分野における事例を研究した書籍執筆経験もあり、ディスプレイ市場環境にも見識を有しております。2020年8月より、当社独立社外取締役、指名委員会委員、報酬委員会委員として、取締役会及びこれらの委員会に出席して積極的に意見を述べていただき、経営を監督するとともに、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場で、当社の経営全般について客観的かつ広い視野に立った助言・提言を行っており、社外取締役としての職責を十分に果たしていただいております。当社グループの持続的成長と企業価値向上、グローバル事業の観点での成長戦略の策定、リスク管理をはじめとした経営監督機能の強化のため尽力いただくことを期待し、引き続き、社外取締役として選任をお願いするものです。			

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
4 再 任 社 外 独 立	 いとうしほ 伊藤志保 (1963年12月27日)	1987年4月 東洋信託銀行株式会社（現三菱UFJ信託銀行株式会社） 入行 1991年10月 中央新光監査法人（後のみずず監査法人） 入所 2005年7月 中央青山監査法人（後のみずず監査法人） 社員 2007年8月 新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人） 入所 2022年6月 当社 社外取締役（現任） 2022年7月 伊藤志保公認会計士事務所 開業 2023年12月 野村不動産プライベート投資法人 監督役員（現任） 2024年6月 稲畑産業株式会社 取締役監査等委員（現任） 【重要な兼職の状況】 伊藤志保公認会計士事務所 公認会計士 野村不動産プライベート投資法人 監督役員 稲畑産業株式会社 取締役監査等委員	普通株式 63,900株
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 直接企業経営に関与された経験はありませんが、日本の大手監査法人において公認会計士として長年にわたり企業の会社法・金商法監査や内部統制評価等に携わってこられており、その幅広い経験と高い知見から、日本公認会計士協会業種別委員会の複数の委員を歴任されております。2022年6月より、当社独立社外取締役、監査委員会委員として、取締役会及び同委員会に出席して積極的に意見を述べていただき、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場で、経営を監督いただくとともに、公認会計士としての専門的見地から、当社の経営全般について客観的かつ広い視野に立った助言・提言を行っており、社外取締役としての職責を十分に果たしていただいております。当社グループの持続的成長と企業価値向上、グローバル事業の観点での成長戦略の策定、リスク管理やガバナンスの強化をはじめとした経営監督機能の強化のため尽力いただくことを期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。		

5

再任
社外
独立



つじ むら たか とし
辻村 隆俊
(1965年4月7日)

1991年4月 東京大学理学部物理学学科卒業
1991年4月 日本アイ・ビー・エム株式会社 入社
2004年4月 コダック株式会社 Product Development Director
2007年8月 同社 Senior Director
2009年4月 同社 研究開発本部長
2010年4月 コニカミノルタ株式会社 部長研究員
2011年1月 Society for Information Display (SID) 日本支部
副支部長
2012年6月 SID フェロー取得
2012年8月 コニカミノルタ株式会社 OLED事業推進センター長
2013年1月 SID 日本支部 支部長
2013年6月 コニカミノルタ株式会社 OLED事業部長
2015年1月 東京工業大学 博士号取得 (工学)
2016年5月 CEREB A (次世代化学材料評価技術研究組合) 理事
2017年6月 コニカミノルタ パイオニア OLED 株式会社 CTO
2018年4月 コニカミノルタ株式会社 技術フェロー (現任)
2020年6月 SID 会長
2021年1月 IEEE フェロー取得
2022年4月 九州大学グローバルイノベーションセンター客員教授
2024年4月 九州大学大学院総合理工学研究院 客員教授
2024年5月 SID Japan Regional Vice-President (現任)
2024年6月 当社 社外取締役 (現任)
【重要な兼職の状況】
コニカミノルタ株式会社 技術フェロー
SID Japan Regional Vice-President

普通株式
17,900株

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

大手メーカーにおいて技術者として液晶ディスプレイ、有機ELディスプレイに関する豊富な経験を有し、特に有機ELディスプレイに関して、量産に適した製造技術の確立等に極めて深い見識を有しております。また、その幅広い経験からディスプレイ業界における世界的な学会であるSociety for Information Display (SID) の会長を歴任されております。2024年6月より、当社独立社外取締役、監査委員会委員として、取締役会及び同委員会に出席して積極的に意見を述べていただき、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場で経営を監督いただくとともに、技術者としての専門的見地から、当社の経営全般について客観的かつ広い視野に立った助言・提言を行っており、社外取締役としての職責を十分に果たしていただいております。当社グループの持続的成長と企業価値向上、グローバル事業の観点での成長戦略の策定、リスク管理やガバナンスの強化をはじめとした経営監督機能の強化のため尽力いただくことを期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。

- (注) 1. スコット キャロリン氏が代表取締役社長を務めるいちごアセットマネジメント株式会社は、当社の発行済株式に係る議決権数の78.19%に相当する普通株式3,034,222,222株及びE種優先株式5,540株を保有しているいちごトラストとの間の投資一任契約に基づきいちごトラストから投資運用に関する権限を受託しているいちごアセットマネジメント・インターナショナル・ピーティーイー・リミテッドへの投資助言を行っております。
2. その他の取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 伊藤志保氏につきましては、職業上使用している氏名を上記のとおり表記しておりますが、戸籍上の氏名は佐々木志保であります。
4. 小関珠音氏、伊藤志保氏及び辻村隆俊氏は社外取締役候補者であります。

5. 当社は植木俊博氏、小関珠音氏、伊藤志保氏及び辻村隆俊氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、各氏の選任が承認された場合には、当社は引き続き各氏との間で当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、全ての取締役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を填補の対象としております。但し、不適切な会計処理に起因した損害等については填補の対象外となっております。なお、保険料は全額当社が負担しております。各候補者が取締役を選任された場合には、当該保険契約の被保険者となり、2025年7月1日に当該保険契約を更新する予定であります。
7. 当社は、スコット キャロン氏、植木俊博氏、小関珠音氏、伊藤志保氏及び辻村隆俊氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。各氏が再任された場合、当社は各氏との間の当該補償契約を継続する予定であります。
8. 当社は小関珠音氏、伊藤志保氏及び辻村隆俊氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各氏の再任が承認された場合には、当社は引き続き独立役員とする予定であります。

(ご参考)

【取締役候補者の就任予定】

取締役候補者5名は、本総会において選任された後、以下のとおり就任する予定です。

氏 名	監査委員会	指名委員会	報酬委員会
スコット キャロン		委員長	委員長
植 木 俊 博	委員長		
小 関 珠 音		委員	委員
伊 藤 志 保	委員		
辻 村 隆 俊	委員	委員	委員

【取締役候補者の決定方針】

取締役の候補者の指名にあたっては、社外取締役が過半数を占める指名委員会にて当社の取締役に求められる基本的資質及び知識・実績・スキルなどの人材要件に基づいて候補者としての適切性を審議し、特に社外取締役候補者については独立性、多様性の観点からも評価し、選定しています。

【取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

取締役会は、その役割・責務を果たすための知識・経験・能力をバランスよく備え、多様性（ジェンダーや国際性、年齢、職歴の面を含む）と適正規模を両立させる形で構成しています。

また、企業経営者や学識経験者、国際的な知見や経験を有する者等、各方面での豊富な経験及び見識を有する者による意見を当社の経営方針に適切に反映させるため、独立社外取締役を複数名選任しています。

取締役候補者は、次の基準を満たし、かつ執行に関する監視・監督及び経営戦略の方向性の決定の職責を適切に果たすことができる者とし、指名委員会で審議の上、決議しています。

- （１）人望、品格に優れ、高い倫理観を有していること
- （２）コンプライアンス遵守精神に富んでいること
- （３）経営に関し客観的判断能力を有し、先見性、洞察力に優れていること
- （４）JDI主要事業分野において経営判断に影響を及ぼすおそれのある利害関係、取引関係がないこと
- （５）当社として必要とされる企業経営、投資、会計、業界等の専門性、知見を有していること

当社の取締役として求められる知識、能力等については、次頁の【当社の取締役として求められる知識、能力等】に記載のとおり定めています。また、取締役候補者の知識、スキルマトリクスは同【当社取締役候補者の知識、スキルマトリクス等】に記載のとおり状況となっています。

【独立社外取締役の独立性判断基準】

当社は、会社法に定める社外取締役の要件を満たして社外取締役として選任された者の中から、一般株主と利益相反が生ずるおそれがない者（具体的には次の要件に該当しない者）を、独立社外取締役として選定しています。

- a. 当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- b. 当社の主要な取引先又はその業務執行者
- c. 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家
- d. 最近において上記の a.、b.又は c.の何れかに該当していた者
- e. 次の（i）から（iv）までの何れかに掲げる者の２親等内の親族
 - （i）上記 a.から d.までに掲げる者
 - （ii）当社の子会社の業務執行者
 - （iii）当社の子会社の業務執行者でない取締役
 - （iv）最近において（ii）から（iii）又は当社の業務執行者に該当していた者

【当社の取締役として求められる知識、能力等】

スキル	詳細
企業経営	企業経営におけるノウハウと知識
事業戦略	事業戦略立案、実行におけるノウハウと知識
業界・専門的知見	液晶、有機EL、ディスプレイ業界等に関する専門的なノウハウと知識・知見
ガバナンス	ガバナンスに資するノウハウと知識
財務・経理・投資	財務、経理、投資の観点から価値創造経営に資するノウハウと知識

【当社取締役候補者の知識、スキルマトリクス等】

氏 名	有する知識・スキル					多様性	
	企業経営	事業戦略	業界・専門的知見	ガバナンス	財務・経理・投資	ジェンダー	国籍
スコット キャロン	●	●		●	●	男性	米国
植 木 俊 博	●	●	●	●		男性	日本
小 関 珠 音	●	●	●	●		女性	日本
伊 藤 志 保				●	●	女性	日本
辻 村 隆 俊		●	●			男性	日本

以上

[普通株主様による種類株主総会]

議	案
---	---

新設分割計画承認の件

本招集ご通知の5頁から12頁に記載の第1号議案「新設分割計画承認の件」と同一内容ですので、当該箇所をご参照ください。

以上

事業報告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

① 事業の状況

当連結会計年度（以下「当期」といいます。）は、ディスプレイ市場における激しい競争状況が続く中で、エネルギー費の高止まりや部材費・加工費の上昇が継続し、事業環境は厳しさを増しました。

このような状況のもと、当社グループは引き続き業績改善と収益力向上に取り組みました。固定費削減に向けては、2024年4月に旧東浦工場（現・東浦エンジニアリングセンター、愛知県知多郡）の建物譲渡を完了し、2025年3月には鳥取工場（鳥取県鳥取市）でのパネル生産を終了しました。また、価格競争が厳しい液晶スマートフォン事業を戦略的に縮小し、そのエンジニアリングリソース等の経営資源を次世代製品にシフトしたほか、一部の車載用不採算製品からの撤退等を通じて製品ポートフォリオの改善に取り組みました。

2024年11月には、更なる改革のため、ディスプレイ専門メーカーからBEYOND DISPLAYへの進化に向けた新たな戦略を公表し、高い成長が見込まれるセンサー事業の拡大と先端半導体パッケージング事業への参入を目指した取組みを開始しました。この取組みを加速するため、2025年2月に固定費負担が大きい茂原工場（千葉県茂原市、パネル基板サイズG6）でのパネル生産を2026年3月までに終了することを決定いたしました。国内の生産は、固定費がより低い石川工場（石川県能美郡、同G4.5）に集約し、高付加価値ディスプレイ、センサー、先端半導体パッケージの生産を行うMULTI-FAB工場として活用することといたしました。

当社が世界で初めてマスキレス蒸着及びフォトリソ方式による量産技術を確立した次世代OLED「eLEAP」については、中国の蕪湖経済技術開発区（中国安徽省蕪湖市）でのeLEAP事業の立ち上げに関する最終契約締結を2024年10月末までに完了することを目指しておりましたが、最終契約締結には至らず、同年10月に本プロジェクトに関する覚書の延長を行わないことを決定いたしました。また、2024年度中に茂原工場でのeLEAPの量産開始を目指しておりましたが、同工場での生産終了決定に伴い自社生産を停止いたしました。その一方で、eLEAPのファブレス事業展開とグローバルエコシステムの構築に向けて、委託生産先となるファウンドリーパートナーとの協議を進めました。

以上のような取組みを通じて、当社グループは厳しい事業環境に対応しつつ、業績の早期改善と持続可能な成長に向けた戦略を推進いたしました。

② 当期の業績

当期の売上高は、液晶スマートフォンからの戦略的撤退とスマートウォッチ・VR等の分野での需要減少により、前期比51,140百万円減少（21.4%減）の188,012百万円となりました。売上高の減少に伴う利益の減少は、上述の固定費削減や製品ポートフォリオ改善効果によりほぼ相殺できましたが、売上規模の縮小に伴う固定費率の上昇や部材費・加工費の上昇により、営業損失は37,068百万円（前期は34,145百万円の損失）となり、赤字が続きました。

経常損失は、営業外収益として為替差益1,027百万円を計上した一方、営業外費用として支払利息4,409百万円を計上したこと等により、40,415百万円（前期は33,188百万円の損失）となりました。親会社株主に帰属する当期純損失は78,220百万円（前期は44,313百万円の損失）となりました。これは、旧東浦工場の売却を主とした固定資産売却益1,830百万円の特別利益を計上した一方で、茂原工場のeLEAP生産設備を主とした減損損失21,563百万円、茂原工場の生産終了決定に伴う事業構造改善費用13,418百万円、及び鳥取工場の生産終了に伴う事業構造改善費用3,275百万円の特別損失の計上等によるものです。

キャッシュ収益指標であるEBITDAは、マイナス33,048百万円（前期はマイナス28,221百万円）となりました。なお、当期の対米ドルの平均為替レートは152.6円（前年同期は144.7円）となりました。

アプリケーション分野別の売上高の状況は次のとおりです。

（車載）

当分野には、計器クラスターやヘッドアップディスプレイ等の自動車用ディスプレイが含まれています。当期の売上高は前期比5.5%減少の125,857百万円となりました。これは、収益改善を図るため低採算品からの撤退を進めた影響等によるものです。全売上高に占める割合は、前期の55.7%から66.9%に上昇しました。

（スマートウォッチ・VR等）

当分野には、スマートウォッチやデジタルカメラ、VR機器等の民生機器用ディスプレイ、医療用モニター等の産業用ディスプレイ、さらに特許収入等が含まれています。当期の売上高は前期比27.1%減少の53,566百万円となりました。これは、主にスマートウォッチ用OLEDディスプレイの需要が下期に軟化したことと、VR用液晶ディスプレイの需要減少が続いたことによるものです。全売上高に占める割合は、前期の30.7%から28.5%に低下しました。

（液晶スマートフォン）

当分野は、価格競争の厳しい液晶スマートフォン用ディスプレイで構成されており、ノンコア事業と位置付けています。当期の売上高は前期比73.5%減少の8,589百万円となりました。これは、エンジニアリングリソース等の経営資源をコア事業の次世代製品に集中させるため、戦略的にこの分野の縮小を進めた結果です。全売上高に占める割合は、前期の13.6%から4.6%に低下しました。

（2）設備投資の状況

当期の設備投資については、生産設備の増強等を目的とした設備投資を継続的に実施しております。当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は2,128百万円（連結投資額）で、その主なものは石川工場における生産設備投資額879百万円、茂原工場における生産設備投資額773百万円であります。

(3) 資金調達の状況

当社は、当期において運転資金の調達を目的として、いちごトラストとの間で(1)2024年7月30日、(2)同年8月29日、(3)同年9月27日、(4)同年10月30日、(5)同年11月27日、(6)2025年1月30日、(7)同年2月27日及び(8)同年3月28日にShort-Term Loan Agreementを締結し、これらに基づきそれぞれ(1)30億円、(2)25億円、(3)50億円、(4)35億円、(5)45億円、(6)20億円、(7)25億円及び(8)30億円を調達しました。

(4) 対処すべき課題

ディスプレイ産業の激しい競争環境や、エネルギー費の高止まり、部材費・加工費の上昇によるコスト高が続いており、事業環境はますます厳しさを増しています。さらに、米国の関税政策により世界経済の不確実性も増大しています。当社グループは、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる状況にあり、こうした状況に対して、事業の継続に向けた更なる対策が必要となっております。併せて、東京証券取引所プライム市場の流通株式比率の上場維持基準への適合に向けた対応、及びサステナビリティに関する対応も重要な課題となっております。

これらの状況を踏まえ、当社グループは以下の施策に取り組んでまいります。

① 財務状況の健全化と収益力の抜本的改善

当社グループでは、長期にわたる赤字の継続と純資産額の減少が発生しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。この状況を解消するため、本事業報告作成日現在、収益力の抜本的改善と財務状況の健全化に向けて以下の施策に取り組んでおります。

- ・ ディスプレイ事業に依存する事業モデルからの脱却、高成長分野であるセンサー事業の拡大、及び先端半導体パッケージング事業への参入（BEYOND DISPLAY戦略）
- ・ 2026年3月までの茂原工場の生産終了及び石川MULTI-FABへの生産集約による固定費削減及び生産性向上
- ・ 資産売却による借入金返済及び運転資金の確保
- ・ 車載ディスプレイ事業の子会社化による競争力維持と事業拡大
- ・ Innolux（台湾）及びCarUX（シンガポール）とのeLEAP戦略提携に基づく協業
- ・ OLEDWorks（米国）との米国における協業
- ・ ファウンドリーパートナーによる次世代OLED「eLEAP」の生産に向けた協議の継続
- ・ 人員削減並びに役員報酬・賞与及び従業員賞与の減額を含む人件費削減

これらの対策の進捗がありましたら、速やかに株主の皆さまにご報告いたします。

② 上場維持基準への適合

2025年3月末現在、当社の流通株式比率は東京証券取引所プライム市場の上場維持基準（35%以上）に適合しておりません。しかし、当社は、事業再生支援目的でいちごトラスト（以下「いちご」といいます。）との資本提携契約を締結し出資を受けているため、2028年3月末まで特例適用が認められています。この期間中に、基準適合を達成するための取組みを進めております。

適合を達成するためには、2025年3月末時点で78.2%の当社普通株式を保有するいちごの持株比率を低下させる必要があります。さらに、いちごが保有する当社のE種優先株式の普通株式を対価とする取得請求権や新株予約権の行使がなされた場合、一時的に流通株式比率がさらに低下する可能性があります。

そのため、当社は保有比率の低下に向けていちごと協議を継続するとともに、当社株式の新たな保有先となり得る候補投資家獲得のためにも業績改善と財務健全化を図ってまいります。また、候補投資家との接触、交渉も継続的に進めてまいります。

③ サステナビリティに関連する課題への対応

近年、気候変動に対する取組みや人権問題に対する顧客からの問い合わせや要望が増加しており、これらサステナビリティに関連する取組みは、事業運営における重要な課題となっております。当社グループは、持続可能な社会の実現と自社グループの持続的な成長を両立させることを目指してサステナビリティ経営の推進に取り組んでおり、この取組みを通じて、顧客の要望にもお応えしてまいります。

具体的には、環境マネジメントシステム「ISO14001」の認証取得、TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）提言に基づくシナリオ分析、温室効果ガス排出量の第三者保証、紛争鉱物調査の実施、取引先によるサステナビリティ自己監査の実施、「JDIサプライチェーンサステナビリティ推進ガイドブック」の制定等により、サステナビリティに関連する課題への対応を推進しております。また、技術や製品の開発においては、環境や社会への貢献を重要な判断基準とし、ESG意識の高い顧客への価値創造に貢献しています。

また、当社グループは、気候変動対策の国際的な目標（パリ協定等）と整合した温室効果ガス排出削減の長期的な目標設定を目指しております。今後は多くの企業が参加・取得している「科学的根拠に基づく目標（SBT）」の認定取得に向け、より具体的かつ効果的な環境負荷低減策を開発・導入する等、持続可能な社会の実現に向けて積極的に取り組んでまいります。

当社グループは、上記施策の実行により事業の継続と成長を実現してまいります。株主の皆さまにおかれましては、当社の取組みにご支援を賜りますよう、切にお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

		2022年3月期 第20期	2023年3月期 第21期	2024年3月期 第22期	2025年3月期 (当連結会計年度) 第23期
		自 2021年4月1日 至 2022年3月31日	自 2022年4月1日 至 2023年3月31日	自 2023年4月1日 至 2024年3月31日	自 2024年4月1日 至 2025年3月31日
売上高	(百万円)	295,946	270,746	239,153	188,012
営業損失 (△)	(百万円)	△8,576	△44,386	△34,145	△37,068
経常損失 (△)	(百万円)	△7,964	△42,924	△33,188	△40,415
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)	(百万円)	△8,096	△25,818	△44,313	△78,220
1株当たり当期 純損失 (△)	(円)	△2.08	△5.46	△7.16	△12.64
総資産	(百万円)	258,275	222,696	223,989	148,031
純資産	(百万円)	72,768	124,431	85,661	6,890
1株当たり純資産額	(円)	△24.93	11.12	4.85	△7.88

② 当社の財産及び損益の状況

		2022年3月期 第20期	2023年3月期 第21期	2024年3月期 第22期	2025年3月期 (当事業年度) 第23期
		自 2021年4月1日 至 2022年3月31日	自 2022年4月1日 至 2023年3月31日	自 2023年4月1日 至 2024年3月31日	自 2024年4月1日 至 2025年3月31日
売上高	(百万円)	285,873	250,956	222,482	173,226
営業損失 (△)	(百万円)	△16,898	△53,164	△38,799	△41,361
経常損失 (△)	(百万円)	△13,127	△39,687	△37,398	△44,826
当期純損失 (△)	(百万円)	△16,197	△15,190	△46,015	△82,016
1株当たり当期 純損失 (△)	(円)	△4.16	△3.21	△7.44	△13.25
総資産	(百万円)	227,148	190,331	188,115	114,332
純資産	(百万円)	18,299	89,989	43,975	△38,042
1株当たり純資産額	(円)	△36.49	5.55	△1.88	△15.14

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
JDI Display America, Inc.	200千USD	100.0	ディスプレイの販売
JDI Europe GmbH	5,000千EUR	100.0	ディスプレイの販売
JDI China Inc.	2,500千USD	100.0	ディスプレイの販売等
JDI Hong Kong Limited	1,500千HKD	100.0	ディスプレイの販売
JDI Korea Inc.	600百万KRW	100.0	ディスプレイの販売
JDI Taiwan Inc.	3,570百万NTD	100.0	ディスプレイの販売等
Nanox Philippines Inc.	954百万円	100.0	液晶モジュールの後工程製造

③ 当事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

当社グループは、ディスプレイ並びに関連製品の開発、設計、製造及び販売を主な事業としております。

(8) 主要な事業所及び工場 (2025年3月31日現在)**① 当社**

本社	東京都港区
海老名R&Dセンター	神奈川県海老名市
茂原工場	千葉県茂原市
石川工場	石川県能美郡川北町
東浦エンジニアリングセンター	愛知県知多郡東浦町
鳥取工場	鳥取県鳥取市
JDI京都設計開発センター	京都府京都市

② 主要な子会社

JDI Display America, Inc.	本社：米国
JDI Europe GmbH	本社：ドイツ
JDI China Inc.	本社：中国
JDI Hong Kong Limited	本社：香港
JDI Korea Inc.	本社：韓国
JDI Taiwan Inc.	本社：台湾
Nanox Philippines Inc.	本社：フィリピン

(9) 使用人の状況 (2025年3月31日現在)**企業集団の使用人の状況**

使用人数	前連結会計年度末比増減
4,141名	△366名

(注) 使用人数は就業人員数であります。

(10) 主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
いちごトラスト	59,500

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは、当連結会計年度において8期連続で営業損失及び重要な減損損失を、11期連続で親会社株主に帰属する当期純損失を計上したことにより、純資産の額が減少し、株主資本合計がマイナスになっていることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当該状況を解消するため、当社グループは、全社的な事業構造改革として、設備利用効率の改善、資産規模の適正化による生産性向上、及びサプライチェーンの見直し等によるコストの更なる削減に取り組んでおります。この戦略的取組みの一環として、2023年3月に生産を終了した東浦工場の建物を2024年4月1日付で譲渡いたしました。また、2023年8月2日開催の取締役会決議に基づき、鳥取工場における生産を2025年3月に終了したほか、収益性の抜本的改善を図るため、同年2月12日開催の取締役会において、稼働率が低下している茂原工場での生産を2026年3月までに終了することを決議し、石川工場に生産を集約して生産性の向上を図るとともに、競争優位性の高い製品に特化した生産を行うことといたします。

さらに、注記事項（重要な後発事象）に記載のとおり、アセットライト化による従来の工場経費の最小化、競争力の強化及び車載事業の意思決定の迅速化を主な目的として、当社の車載関連の事業を新設分割により「株式会社AutoTech」に承継させる旨について、同年6月21日開催予定の第23期定時株主総会及び普通株主による種類株主総会に付議することを同年5月15日開催の取締役会において決議いたしました。

上記施策に加え、技術基盤を価値創造の源泉とし、脱過当競争・脱コモディティ化により収益性の抜本的な改善を図るため、引き続き事業モデルの変革を推進しております。ディスプレイ事業においては、高付加価値製品に注力するほか、高移動度酸化半導体バックプレーン技術「HMO」及び次世代OLED「eLEAP」に関連する知的財産権の積極活用を進めていきます。加えて、X線などのライフサイエンスセンサー、ZINNSIAをはじめとするIoTセンサー、産業用センサー等により構成されるセンサー、ディスプレイで培った技術・資産を活用した先端半導体パッケージングにより製品・事業ポートフォリオを再編し、早期の黒字体質への転換と事業成長を図っていく方針であります。以上のように、今後も事業モデルの改革を進め、収益性の更なる向上に向けた経営資源の最適化に引き続き取り組んでまいります。

財務面では、世界的なインフレ高進やサプライチェーンにおけるリスクの継続に備えた手許資金確保の重要性に鑑み、当社はいちごトラスト（以下「いちご」といいます。）より、当連結会計年度において新規借入（2024年7月から2025年3月まで計8回、元本総額260億円）を実施したほか、連結計算書類作成日までに、借入の一部に係る弁済期日を延長（元本総額195億円につき2025年5月30日まで、元本総額130億円につき2025年6月30日まで、元本総額215億円につき2025年7月31日まで）することについて、いちごとの間で合意いたしました。また、注記事項（重要な後発事象）に記載のとおり、当連結会計年度後に、いちごより追加の新規借入（2025年4月28日付元本総額55億円）を実施しております。今後も資金需要に応じた機動的な借入実施、AIデータセンター需要を有する他社への茂原工場資産の譲渡を含む低効率資産の売却及び営業債権等の流動化のほか、いちごへの新株予約権の行使要請も含め、引き続き適時適切な資金調達策を講じてまいります。

一方で、依然として厳しい競争環境が継続しており、米国の関税政策の影響、世界的なインフレによる原材料費・エネルギー費・輸送費等のコストの高止まり、及び顧客需要の低下に伴う売上減少から早期の業績回復による黒字転換が遅延する懸念があるほか、前述の各資金調達策は相手方との交渉を含め実施途上にあるため、その結果によっては当社グループ資金繰りに重要な影響を及ぼす可能性を勘案すると、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

2 会社の株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

(1) 株式数及び株主数

	発行可能種類株式総数	発行済株式の総数	株主数
普通株式	15,000,000,000 株	3,880,388,022 株	80,818 名
A種優先株式	1,020,000,000 株	－ 株	－ 名
B種優先株式	672,000,000 株	－ 株	－ 名
C種優先株式	672,000,000 株	－ 株	－ 名
D種優先株式	500 株	－ 株	－ 名
E種優先株式	5,540 株	5,540 株	1 名

(2) 大株主

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
いちごトラスト	普通株式 3,034,222,222 E種優先株式 5,540	78.19
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	普通株式 75,920,900	1.96
日亜化学工業株式会社	普通株式 34,965,000	0.90
野村證券株式会社	普通株式 19,987,811	0.52
JP JPMSE LUX RE BARCLAYS CAPITAL SEC LTD EQ CO	普通株式 13,054,420	0.34
羽田タートルサービス株式会社	普通株式 9,627,000	0.25
内海 章雄	普通株式 9,432,700	0.24
JP JPMSE LUX RE NOMURA INT PLC 1 EQ CO	普通株式 8,148,700	0.21
ジャパンディスプレイ持株会	普通株式 7,861,426	0.20
内海晴和企画株式会社	普通株式 5,392,000	0.14

(注) 1. 持株比率は、各種類株式の発行済株式の総数の合計から自己株式（普通株式67株）を控除して計算しております。

2. E種優先株式には、法令上別段の定めがある場合を除き、株主総会における議決権はありません。

(3) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

該当事項はありません。

3 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 職務執行の対価として交付した新株予約権の当事業年度末日における状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他の新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び執行役の氏名等 (2025年3月31日現在)

① 取締役

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
取締役	スコット キャロン	取締役会議長 指名委員会委員長 報酬委員会委員長	いちごアセットマネジメント株式会社 代表取締役社長 いちご株式会社 取締役会議長 兼 代表執行役会長
取締役	植 木 俊 博	監査委員会委員長	
取締役	栗 田 良 輔	指名委員会委員 報酬委員会委員	株式会社Project Far East 代表取締役社長 株式会社Visban 取締役 SID Executive Board Member
取締役	小 関 珠 音	指名委員会委員 報酬委員会委員	大阪公立大学 大学院都市経営研究科 教授 株式会社幹細胞&デバイス研究所 顧問 株式会社脱炭素化支援機構 社外取締役
取締役	伊 藤 志 保	監査委員会委員	伊藤志保公認会計士事務所 公認会計士 野村不動産プライベート投資法人 監督役員 稲畑産業株式会社 取締役監査等委員
取締役	辻 村 隆 俊	監査委員会委員	コニカミノルタ株式会社 技術フェロー SID Japan Regional Vice-President

- (注) 1. 監査委員会委員伊藤志保氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当の知見を有しております。
2. 2024年6月22日開催の第22期定時株主総会の終結の時をもって、監査委員会委員中野伸之氏は任期満了により退任いたしました。
3. 取締役栗田良輔氏、小関珠音氏、伊藤志保氏及び辻村隆俊氏は、社外取締役です。
4. 当社は社外取締役栗田良輔氏、小関珠音氏、伊藤志保氏及び辻村隆俊氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

5. 当社は、取締役植木俊博氏を常勤の監査委員として選定しております。常勤の監査委員を選定し、会計監査人や内部監査部との連携において主導的な役割を果たすとともに、各部門へのヒアリング等を通じた適時的確な情報収集・把握等を行い、他の委員と情報共有した上で審議・決定できる体制を構築することにより、監査委員会の監査・監督機能の実効性の確保・向上を図っています。
6. 社外取締役伊藤志保氏は、2024年6月21日付で稲畑産業株式会社取締役監査等委員に就任しております。
7. 社外取締役栗田良輔氏は、2025年5月31日付で辞任により退任いたしました。
8. 社外取締役辻村隆俊氏は、2025年6月1日付で指名委員会委員及び報酬委員会委員に就任しております。

② 執行役

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表執行役会長	スコット キャロン	チーフ・エグゼクティブ・オフィサー（CEO） いちごアセットマネジメント株式会社 代表取締役社長 いちご株式会社 取締役会議長 兼 代表執行役会長

- (注) 1. スコット キャロン氏は、2025年5月31日付で代表執行役会長CEOを辞任いたしました。引き続き当社の取締役であります。
2. 2025年6月1日付で、明間純氏が代表執行役社長CEOに就任しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）は、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約は、各取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が職務をなすにあたりその任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額をもって当社に対する損害賠償責任を負うものとしております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役、執行役、執行役員及び当社から子会社（但し、米国所在の子会社を除く。）へ役員として出向又は兼務している者の全員並びにその地位から退任・退職した者全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該保険契約は、会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を填補の対象としております。但し、不適切な会計処理に起因した損害等については填補の対象外となっております。なお、保険料は全額当社が負担しております。

(4) 補償契約の内容の概要

当社は、スコット キャロン氏、植木俊博氏、栗田良輔氏、小関珠音氏、伊藤志保氏及び辻村隆俊氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、当該補償契約によって役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、役員の悪意又は重過失に起因して生じた損失については補償の対象とせず、また、当社が役員に対して責任を追及する場合にも、補償の対象としないこととしております。

(5) 取締役及び執行役の報酬等

① 取締役及び執行役の報酬等の額の決定に関する方針に関する事項

イ. 取締役及び執行役の個人別の報酬等の額の決定方針の決定方法

当社は、指名委員会等設置会社として、社外取締役が過半数を占め、透明性・客観性が確保された報酬委員会を設置しております。報酬委員会は、役位や役割・責務等が適切に反映されるとともに、中長期的な業績向上と企業価値向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系を構築すべく審議し、取締役及び執行役の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（以下「決定方針」といいます。）を定めております。

ロ. 決定方針の内容

報酬委員会によって定められた決定方針は以下のとおりであります。

1. 基本方針

中長期的な業績向上と企業価値向上に対する意欲を高めるため、執行役の報酬には業績連動報酬分を設け、会社業績・個人業績の結果が反映される体系とする。また、必要と認められる場合、ストックオプションを付与する。社外取締役を除く取締役についてはその役位や担う役割・責務等、社外取締役についてはその役割と独立性の観点から、固定報酬にて決定する。

2. 取締役

① 社外取締役

月例の固定報酬のみとし、人材獲得の困難さ、時間的拘束、委員会等の参加状況等に基づき、報酬委員会において審議し、決定する。

② 社外取締役を除く取締役

月例の固定報酬のみとし、その役位や担う役割・責務等に基づき、報酬委員会において審議し、決定する。尚、執行役を兼務する取締役に対しては、取締役としての報酬は支給しない。

3. 執行役

① 基本報酬

月例の固定報酬とし、その役位や担う役割・責務等に基づき、報酬委員会において審議し、決定する。

② 業績連動報酬

事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した現金報酬とし、各事業年度において目標となる業績指標に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給する。目標となる業績指標及びその値は、当該事業年度における事業計画と整合するよう計画策定時に設定するものとし、報酬委員会において、審議し、決定する。

③ 報酬割合

報酬等種類ごとの比率目安は、基本報酬：業績連動報酬＝7：3を目安とする。

④ スtockオプション

中長期的な業績向上及び企業価値向上並びに株価上昇に対するインセンティブ付与の観点から、必要と認められる場合、対象者、付与数、付与時期等について、報酬委員会において審議し、決定する。

ハ. 当事業年度にかかる取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると報酬委員会が判断した理由

取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、報酬委員会において決定方針との整合性を含めて総合的に検討しており、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

② 当事業年度に係る報酬等の額

区分	合計		基本（固定）報酬		業績連動報酬		ストックオプション	
	員数 (名)	総額 (百万円)	員数 (名)	額 (百万円)	員数 (名)	額 (百万円)	員数 (名)	額 (百万円)
取締役 (うち社外取締役)	6 (5)	71 (47)	6 (5)	71 (47)	-	-	-	-

(注) 1. 上記取締役の員数は、当事業年度中に在任した取締役のうち取締役としての報酬等を受けた員数であります。なお、2024年6月22日開催の第22期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した1名を含んでおります。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役栗田良輔氏は、株式会社Project Far Eastの代表取締役社長及びSIDのExecutive Board Memberであります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・社外取締役栗田良輔氏は、株式会社Visbanの取締役であります。当社は、株式会社Visbanの発行済株式に係る議決権数の8.15%に相当するA種優先株式1,234株を保有するとともに、同社との間で技術提携に関する契約を締結しております。
- ・社外取締役小関珠音氏は、大阪公立大学大学院都市経営研究科の教授、株式会社幹細胞&デバイス研究所の顧問及び株式会社脱炭素化支援機構の社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・社外取締役伊藤志保氏は、伊藤志保公認会計士事務所の公認会計士、野村不動産プライベート投資法人の監督役員及び稲畑産業株式会社の取締役監査等委員であります。当社と兼職先には特別の関係はありません。
- ・社外取締役辻村隆俊氏は、コニカミノルタ株式会社の技術フェロー及びSID Japan RegionalのVice-Presidentであります。当社と兼職先には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況	活動状況等
取締役 桑 田 良 輔	取締役会 15／15回 (100%) 指名委員会 5／5回 (100%) 報酬委員会 4／4回 (100%)	取締役会に出席するほか、指名委員会委員、報酬委員会委員として経営を監督するとともに、グローバルの販売・マーケティングや企業経営における豊富な経験、知見から、当社の経営全般について客観的かつ広い視野に立った助言・提言を適宜行っております。
取締役 小 関 珠 音	取締役会 15／15回 (100%) 指名委員会 5／5回 (100%) 報酬委員会 4／4回 (100%)	取締役会に出席するほか、指名委員会委員、報酬委員会委員として経営を監督するとともに、経営に関する高度な専門知識と研究者としての専門的見地から、当社の経営に対する助言・提言を適宜行っております。
取締役 伊 藤 志 保	取締役会 15／15回 (100%) 監査委員会 13／13回 (100%)	取締役会に出席するほか、監査委員会委員として経営を監督するとともに、公認会計士としての専門的見地から、当社の経営全般について客観的かつ広い視野に立った助言・提言を適宜行っております。
取締役 辻 村 隆 俊	取締役会 12／12回 (100%) 監査委員会 10／10回 (100%)	取締役会に出席するほか、監査委員会委員として経営を監督するとともに、ディスプレイ業界における経験、知見から、当社の経営全般について客観的かつ広い視野に立った助言・提言を適宜行っております。

5 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額（百万円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	209
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	226

- (注) 1. 監査委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査項目ごとの監査時間数の実績及び会計監査人の職務遂行状況を勘案し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 上記以外に、前事業年度の監査に係る追加報酬20百万円を支払っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「欧州企業サステナビリティ報告指令（CSRD）対応支援業務」を委託し、対価を支払っております。

(4) 子会社の監査に関する事項

当社の重要な子会社のうち7社は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けております。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査委員会の全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査委員会が選定した監査委員会の委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査委員会は会計監査人の再任・不再任を決定いたします。

6 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社では、監査委員会の職務の執行のため必要な事項並びに執行役の職務の遂行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の方針を「内部統制システムの基本方針」として取締役会で決議しており、その内容は以下のとおりであります。

1. 監査委員会の職務の執行のために必要な事項

(1) 当社の監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

当社の監査委員会の職務を補助するため、内部監査部を監査委員会事務局とし、スタッフを必要数配置する。

(2) 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の執行役からの独立性及び当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査委員会は、内部監査部を監査委員会の直轄組織とする。監査委員会は、内部監査部長及び内部監査部に所属する使用人の人事承認権及び解任請求権・解任拒否権を有し、内部監査部長は監査委員会の指揮に服する。内部監査部に所属する使用人は、監査委員会及び内部監査部長の指揮に服する。

(3) 当社の取締役（監査委員である取締役を除く。）、執行役及び会計参与並びに使用人が当社の監査委員会に報告をするための体制並びに当社子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査委員会に報告をするための体制

- ①当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という。）の取締役、監査役、執行役、執行役員及び使用人（以下、総称して「役職員」という。）は、あらかじめ監査委員会と協議した決定事項に基づき、職務執行等の状況を定期又は不定期に監査委員又は監査委員会に報告する。その他、法令及び定款に違反する重大な事実、不正行為の事実又は当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、速やかに、当該事実を監査委員又は監査委員会に報告する。また、法令及び監査委員会規則等に基づき、監査委員会が役職員に対して報告を求めたときは、当該役職員は速やかに監査委員会に報告する。
- ②コンプライアンス管掌執行役もしくは執行役員は、内部通報制度に寄せられた情報のうち、違法・不正に関するものを取締役会及び監査委員会に報告する。また、監査委員会の選定した監査委員は、子会社を含めて、執行側の内部通報窓口に通報されたすべての内部通報にアクセスできる。

(4) 監査委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、内部通報規則等の会社規則を定め、監査委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として、当社グループにおいて不利益な扱い（解雇、降格、減給等の懲戒処分や不利益な配置転換等の人事上の対抗措置の他、業務に従事させない、専ら雑務に従事させる等の事実上の措置を含む。）を受けないことを確保するための体制を整備する。

(5) 監査委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査委員による職務の遂行について生じる費用の前払又は償還の請求があった場合には、当該監査委員の職務の遂行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、速やかにこれに応じる。

(6) その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①当社グループの役職員は、監査委員会によるヒアリングや往査等の調査に応じることで、監査の実効性を確保する。
- ②当社は、監査委員会が取締役、執行役及び会計監査人、その他必要な者との十分な意見交換を行う機会を確保する。
- ③当社は、監査委員会が選定した監査委員が重要会議等に出席して意見を述べる機会を確保するほか、監査委員会が選定した監査委員が決裁書、その他の重要書類の閲覧や役職員の説明または報告を求める場合にはこれに応じる。
- ④監査委員会は、内部監査部を監査委員会の直轄組織とする。内部監査部は、内部監査の基本方針、年度計画、予算等について監査委員会の指示に従うとともに、監査委員会に対して継続的に職務の執行状況及び発見事項等を報告する。
- ⑤監査委員会は、内部監査部長及び内部監査部に所属する使用人の人事承認権及び解任請求権・解任拒否権を有し、内部監査部長は監査委員会の指揮に服する。
- ⑥監査委員会は、必要に応じ、指名委員会及び報酬委員会との間で、相互に情報・意見交換等を行う等、随時連携を行う。

2. 執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務及び当社グループの業務の適正を確保するために必要な体制

(1) 当社の執行役、執行役員及び使用人並びに当社子会社の取締役等（取締役、執行役、執行役員、業務を執行する社員その他これらの者に相当する者を総称した意味を有する。以下同じ。）及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①当社の執行役、執行役員及び使用人並びに当社子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、JDI倫理規範（JDI Ethics）及びコンプライアンスの取り組みの基本事項を定めた規則を策定し、執行役及び執行役員自らが率先して遵守するとともに、当社グループの役職員に対して必要なコンプライアンスの教育・研修等を継続的に実施してその内容の浸透を図り、当社グループにおけるコンプライアンス意識の向上を推進する。
- ②当社は、当社グループのコンプライアンスの推進を図るための委員会を設置するとともに、委員長となるコンプライアンス管掌執行役もしくは執行役員を選任し、当社グループにおけるコンプライアンス体制を整備する。

- ③コンプライアンス管掌執行役もしくは執行役員は、通報先として社内通報窓口と社外通報窓口（法律事務所）から構成される内部通報制度を設け、法令違反その他コンプライアンス違反の予防、発見に努めるとともに、執行役等（当社並びに子会社の取締役、執行役及び執行役員をいう。以下同じ。）のマネジメントの関与の疑義がある案件については、通報先を監査委員会として、関係する執行役等が通報者及び通報内容を知りえない体制とする。
- ④監査委員会の選定した監査委員は、当社の重要な会議に出席して情報を集めるとともに必要な場合に意見を申し述べ、定期的に執行役等をヒアリングするなど、当社グループにおける執行役等の職務状況を把握する。
- ⑤当社は、当社の執行役等を当社子会社の役員として選任し、選任された執行役等は各当社子会社の業務執行の状況を把握するとともに、当社は、会議や個別の報告等を通じて各当社子会社における業務概況の報告を受け、当社グループ全体の経営の健全化を維持・向上するため、当社子会社に対し適正な助言や指導を行う。
- ⑥当社グループにおける経営上の重要事項は、当社にて制定した当社子会社を含む決裁権限等を定めた社内規則及び取締役会規則に基づき、当社の承認のもとに実施することにより、当社子会社における業務の適正性を確保する。
- ⑦内部監査部を監査委員会の直轄組織とすることで、執行と監督を分離し、内部監査部が、定期的に実施する当社グループにおけるコンプライアンスの遵守状況の監査等が実効的に行われる体制を構築する。内部監査部は、内部監査結果を、監査委員会に定期的に報告するとともに、監査委員会の指示がある場合、代表執行役に報告する。

（２）執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会議事録、取締役会議事録、各委員会議事録、その他重要な意思決定に関する重要書類（電磁的情報を含む。）は、法令及び社内規則に従い、適切に保存管理を行うとともに、取締役及び執行役が必要に応じて随時閲覧できる環境を整備する。

（３）当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社は、当社グループの企業活動に潜在するリスクへの対策を講ずるための当社の取組み方針等を定めた規則を策定するとともに、事業計画の策定にあたっては当社グループにおける事業活動に影響を及ぼすリスクを低減させるための活動を定める。
- ②当社各部署は、当社グループにおけるそれぞれの担当業務の領域に関し、リスク評価を行い、リスク評価の結果、その重要度に合わせ、関連規則の制定、教育の実施など、リスク低減の施策に取り組む。

(4) 当社の執行役及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役会は、法令、定款、取締役会規則等に従い、当社グループの経営目標を定めた中長期の経営基本計画及びその実行計画である年度事業計画その他の経営に係わる重要な方針を決定し、取締役会で決定すべき事項以外の業務執行事項は、意思決定の迅速化及び効率化を図るため、執行役に委任する。取締役会は、年度事業計画の進捗評価のため、業績等について少なくとも四半期に1回報告を受け、執行役の職務の執行を監督する。
- ②取締役会は、執行役の権限、責任の分配を適正に決定する。また、その業務執行状況等について、執行役から少なくとも四半期に1回報告を受ける。
- ③社内意思決定の迅速化を図り、意思決定プロセスを明確にするため、明確で透明性の高い、各執行役、執行役員及び使用人の権限と責任を定める決定権限基準を整備する。各執行役、執行役員及び使用人は、取締役会決議及び社内規則等により設置された機関や手続に従い、当社グループの業務執行に関する重要事項について、迅速に審議・決定する。
- ④執行役の職務分掌及び当社子会社運営に関する社内規則に基づき、当社各部署の責任分担に従って各当社子会社の運営全般に関する責任を有する主管責任者及び主管部署を定め、主管責任者又は主管部署は、関連部署との連携のもと、当社子会社に対する助言や指導を行う。

(5) 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ①当社は、当社子会社の運営に関する社内規則等を整備し、当社子会社の管理対象事項、管理方法及び当社管理部署を定め、管理対象部署は、当社子会社の取締役等から管理対象事項に関する必要な連絡等を受ける。
- ②当社は、当社子会社の財務状況及び業績について、当社社内規則等により当社子会社から定期的に報告を受けるとともに、当社子会社の経営上の重要事項は、当社にて制定した当社子会社を含む決裁権限等を定めた社内規則等に基づき、当社の承認のもとに実施する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループの業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① コンプライアンス体制に関する事項

- ・ コンプライアンス管掌執行役／執行役員が委員長となるコンプライアンス委員会において事業年度の運営方針が決定され、計画的な取組みを行っています。
- ・ 10月を「コンプライアンス強調月間」と定め、コンプライアンス委員長のメッセージ、事業部長メッセージの配信のほか、コンプライアンストピックの配信や全従業員を対象としたＪＤＩ倫理規範に関するＥラーニング、職場毎のコンプライアンス研修を実施しています。
- ・ 社内及び社外弁護士並びに監査委員会を窓口として置いた内部通報制度ではコンプライアンス違反等の通報（当事業年度は６件）を受け付け、適切に調査対応を行っています。また、内部通報の掘り起こしを目的に従業員アンケートを半年に１回実施し、コンプライアンス違反のおそれのある回答の調査対応を行っています。
- ・ 内部監査部は、当社グループにおけるコンプライアンス・内部統制の実効性を中心とした監査を計画的に実施し、定期的に監査委員会へ監査の状況を報告するほか、監査委員会の指示に基づき代表執行役に報告を行っています。

② 取締役の職務の執行に関する事項

- ・ 取締役会は原則毎月開催し、また、必要に応じて臨時に開催し、当社の経営上の重要事項の審議・決議を行うとともに、業務執行状況の監督を行っています。
- ・ 事業運営上の重要事項については、関連規則の定めに従い、リスク評価を含め多面的かつ慎重な審議を経た上で決裁が行われています。

③ グループ管理体制に関する事項

- ・ 当社は、子会社に対して、当社のコンプライアンス関連諸規則の内、当社グループとして遵守すべき事項を子会社が採択、実施することを要請しています。
- ・ 当社が制定した職務権限に関する諸規則等に基づき、子会社の経営上の重要事項については当社の承認のもとに実施するほか、当社の執行役等を子会社の役員として選任し、選任された執行役等は各子会社の業務執行状況を把握するとともに、当社は、会議や個別の報告等を通じて各子会社における業務概況の報告を受け、子会社に対し適正な助言や指導を行う等、グループ全体の経営の健全化を維持・向上するための取組みを行っています。
- ・ 海外子会社の従業員が違法・不正に関して当社の内部通報窓口（社内窓口又は監査委員会窓口）に対して直接通報できるグローバル内部通報制度を導入しています。

④ 監査委員の職務の執行に関する事項

- ・ 監査委員は、監査委員会で策定した監査計画に基づき、当社経営の意思決定機関である取締役会や全社の重要課題を議論する重要会議への出席や定期的な執行役ヒアリングの実施、執行役員・子会社社長等へのヒアリングを適時実施しています。内部監査部を監査委員会の直轄組織とし、また、会計監査人との定期的な連携等を行っております。これらの取組みを通じて、取締役、執行役及び執行役員の職務状況の把握と監査業務の有効性の確保に努めています。
- ・ 当社は、監査委員会の職務を補助するため、内部監査部を監査委員会事務局としてスタッフを必要数配置し、監査委員会の円滑な職務遂行を図るとともに、当該職務遂行に伴い発生する費用の支払いに対応しています。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、株主への利益還元を重要な経営課題の一つとして認識しております。しかしながら、当期（2025年3月期）は親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、配当原資となる剰余金もマイナスとなっており、運転資金の確保が必要であることから、誠に遺憾ながら既に開示のとおり無配とさせていただきます。また、E種優先株式につきましても、無配といたします。

2026年3月期につきましては、業績及び財務状況の改善に向けた取組みを継続してまいります。引き続き運転資金の確保が必要であることから、引き続き無配とさせていただきます。

株主の皆さまには深くお詫び申し上げますとともに、ご期待にお応えできるよう早期の業績の改善を目指し、最善を尽くしてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

連結計算書類

連結貸借対照表
2025年 3 月31日現在

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	100,156
現金及び預金	21,073
売掛金	22,800
未収入金	7,379
商品及び製品	14,025
仕掛品	11,465
原材料及び貯蔵品	18,584
その他	4,916
貸倒引当金	△90
固定資産	47,875
有形固定資産	42,001
建物及び構築物	30,491
機械装置及び運搬具	1,845
土地	6,509
リース資産	693
建設仮勘定	1,523
その他	938
無形固定資産	1,190
その他	1,190
投資その他の資産	4,682
投資有価証券	3,110
繰延税金資産	525
その他	1,048
貸倒引当金	△1
資産合計	148,031

科目	金額
負債の部	
流動負債	124,850
買掛金	28,160
短期借入金	59,500
未払金	7,109
未払法人税等	77
有償支給に係る負債	8,290
賞与引当金	1,392
前受金	7,176
事業構造改善引当金	3,451
契約損失引当金	3,273
その他	6,416
固定負債	16,291
長期未払法人税等	11
事業構造改善引当金	10,351
退職給付に係る負債	2,244
その他	3,683
負債合計	141,141
純資産の部	
株主資本	△3,358
資本金	100
資本剰余金	141,205
利益剰余金	△144,664
自己株式	△0
その他の包括利益累計額	10,008
為替換算調整勘定	5,948
退職給付に係る調整累計額	4,059
新株予約権	240
純資産合計	6,890
負債純資産合計	148,031

(記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。)

連結損益計算書
自 2024年 4 月 1 日
至 2025年 3 月31日

(単位：百万円)

科目	金額
売上高	188,012
売上原価	197,663
売上総損失 (△)	△9,651
販売費及び一般管理費	27,416
営業損失 (△)	△37,068
営業外収益	2,738
受取利息	223
為替差益	1,027
受取賃貸料	191
補助金収入	125
償却債権取立益	410
その他	761
営業外費用	6,086
支払利息	4,409
減価償却費	49
その他	1,626
経常損失 (△)	△40,415
特別利益	1,830
固定資産売却益	1,830
特別損失	38,477
減損損失	21,563
投資有価証券評価損	219
事業構造改善費用	16,693
税金等調整前当期純損失 (△)	△77,062
法人税、住民税及び事業税	962
法人税等調整額	195
当期純損失 (△)	△78,220
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	△78,220

(記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。)

連結株主資本等変動計算書

自 2024年 4 月 1 日
至 2025年 3 月31日

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	100	141,205	△66,443	△0	74,862
当期変動額					
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)			△78,220		△78,220
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	△78,220	－	△78,220
当期末残高	100	141,205	△144,664	△0	△3,358

	その他の包括利益累計額				新株予約権	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為替換算 調整勘定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当期首残高	1	6,564	3,992	10,558	240	85,661
当期変動額						
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)						△78,220
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)	△1	△616	67	△550	－	△550
連結会計年度中の変動額合計	△1	△616	67	△550	－	△78,771
当期末残高	－	5,948	4,059	10,008	240	6,890

(記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。)

連結注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

当社グループは、当連結会計年度において8期連続で営業損失及び重要な減損損失を、11期連続で親会社株主に帰属する当期純損失を計上したことにより、純資産の額が減少し、株主資本合計がマイナスになっていることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当該状況を解消するため、当社グループは、全社的な事業構造改革として、設備利用効率の改善、資産規模の適正化による生産性向上、及びサプライチェーンの見直し等によるコストの更なる削減に取り組んでおります。この戦略的取組みの一環として、2023年3月に生産を終了した東浦工場の建物を2024年4月1日付で譲渡いたしました。また、2023年8月2日開催の取締役会決議に基づき、鳥取工場における生産を2025年3月に終了したほか、収益性の抜本的改善を図るため、同年2月12日開催の取締役会において、稼働率が低下している茂原工場での生産を2026年3月までに終了することを決議し、石川工場（石川県能美郡）に生産を集約して生産性の向上を図るとともに、競争優位性の高い製品に特化した生産を行うことといたします。

さらに、注記事項（重要な後発事象）に記載のとおり、アセットライト化による従来の工場経費の最小化、競争力の強化及び車載事業の意思決定の迅速化を主な目的として、当社の車載関連の事業を新設分割により「株式会社AutoTech」に承継させる旨について、同年6月21日開催予定の第23期定時株主総会及び普通株主による種類株主総会に付議することを同年5月15日開催の取締役会において決議いたしました。

上記施策に加え、技術基盤を価値創造の源泉とし、脱過当競争・脱コモディティ化により収益性の抜本的な改善を図るため、引き続き事業モデルの変革を推進しております。ディスプレイ事業においては、高付加価値製品に注力するほか、高移動度酸化物半導体バックプレーン技術「HMO」及び次世代OLED「eLEAP」に関連する知的財産権の積極活用を進めていきます。加えて、X線などのライフサイエンスセンサー、ZINNSIAをはじめとするIoTセンサー、産業用センサー等により構成されるセンサー、ディスプレイで培った技術・資産を活用した先端半導体パッケージングにより製品・事業ポートフォリオを再編し、早期の黒字体質への転換と事業成長を図っていく方針であります。

以上のように、今後も事業モデルの改革を進め、収益性の更なる向上に向けた経営資源の最適化に引き続き取り組んでまいります。

財務面では、世界的なインフレ高進やサプライチェーンにおけるリスクの継続に備えた手許資金確保の重要性に鑑み、当社はいちごトラスト（以下「いちご」といいます。）より、当連結会計年度において新規借入（2024年7月から2025年3月まで計8回、元本総額260億円）を実施したほか、連結計算書類作成日までに、借入の一部に係る弁済期日を延長（元本総額195億円につき2025年5月30日まで、元本総額

130億円につき2025年6月30日まで、元本総額215億円につき2025年7月31日まで）することについて、いちごとの間で合意いたしました。また、注記事項（重要な後発事象）に記載のとおり、当連結会計年度後に、いちごより追加の新規借入（2025年4月28日付元本総額55億円）を実施しております。今後とも資金需要に応じた機動的な借入実施、AIデータセンター需要を有する他社への茂原工場資産の譲渡を含む低効率資産の売却及び営業債権等の流動化のほか、いちごへの新株予約権の行使要請も含め、引き続き適時適切な資金調達策を講じてまいります。

一方で、依然として厳しい競争環境が継続しており、米国の関税政策の影響、世界的なインフレによる原材料費・エネルギー費・輸送費等のコストの高止まり、及び顧客需要の低下に伴う売上減少から早期の業績回復による黒字転換が遅延する懸念があるほか、前述の各資金調達策は相手方との交渉を含め実施途上にあるため、その結果によっては当社グループ資金繰りに重要な影響を及ぼす可能性を勘案すると、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、連結計算書類は継続企業を前提として作成しており、このような継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結計算書類に反映しておりません。

2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 9 社
- ・ 主要な連結子会社の名称 JDI Display America, Inc.
JDI Europe GmbH
JDI Korea Inc.
JDI China Inc.
JDI Hong Kong Limited
JDI Taiwan Inc.
Nanox Philippines Inc.

② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

③ 議決権の過半数を所有しているにもかかわらず子会社としなかった会社等の状況

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の関連会社数

該当事項はありません。

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

該当事項はありません。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

該当事項はありません。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、JDI China Inc.、JDIT Asia Pacific Pte. Ltd.の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法に基づく原価法

ロ. 棚卸資産

商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品

移動平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3年～50年

機械装置及び運搬具 4年～7年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

ハ. リース資産

・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零（残価保証がある場合には残価保証額）とする定額法を採用しております。

なお、一部の国際財務報告基準を適用している連結子会社については、国際財務報告基準第16号「リース」（以下「IFRS第16号」という。）を適用しております。IFRS第16号により、リースの借手については、原則として全てのリースを貸借対照表に資産及び負債として計上しており、資産計上された使用权資産の減価償却方法は定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

ハ. 事業構造改善引当金

事業構造改善に伴い今後発生が見込まれる費用及び損失について、合理的な見積額を計上しております。

ニ. 契約損失引当金

外部取引先との購買等の契約に関して将来発生する可能性のある損失に備えるため、損失負担の見込額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、ディスプレイ及び関連製品の開発、設計、製造及び販売事業を主な事業内容としております。これらの製品の販売については、製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、顧客への製品の引渡時点、又は出荷時点と引渡時点に重要な相違がない場合には製品の出荷時点で収益を認識しております。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

⑤ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

⑥ 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

⑦ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。過去勤務費用については、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（８年）による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異については、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（８年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

ロ. 消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の期間費用としております。

3. 会計方針の変更に関する注記

法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。）第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

4. 表示方法の変更に関する注記

前連結会計年度において独立掲記しておりました「流動負債」の「電子記録債務」56百万円は、金額の重要性が乏しいため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度において、流動負債の「その他」に含めて表示しておりました「有償支給に係る負債」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「有償支給に係る負債」は、9,862百万円であります。

5. 会計上の見積りに関する注記

(1) 棚卸資産の評価損

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

棚卸資産 評価損計上前金額	59,950百万円
棚卸資産評価損	15,874 //
棚卸資産 連結貸借対照表価額	44,076百万円（※）

（※）商品及び製品14,025百万円、仕掛品11,465百万円及び原材料及び貯蔵品18,584百万円の合計であります。

② その他の情報

棚卸資産の評価に関して、連結注記表「2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等（5）会計方針に関する事項 ①重要な資産の評価基準及び評価方法〔ロ. 棚卸資産〕」に記載のとおり、棚卸資産の連結貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

棚卸資産に対して一次的に行われる機械的な評価損計算のほか、二次的に行われる個別的な評価損計算として、生産販売計画の前提となる需要見込に変動が生じた品目及び品質懸念品については、転用、修復又は廃棄の可能性等を勘案して、個別に収益性の低下を適切に反映する価額を見積もっております。

今後の競争条件の改善又は悪化に伴い、一部の製品における販売量の増減や販売価格の変動が生じた場合、棚卸資産評価損の計上額及び連結貸借対照表における棚卸資産残高に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 固定資産の減損

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

減損損失	21,563百万円
固定資産 連結貸借対照表価額	44,175百万円 (※)

(※) 有形固定資産42,001百万円、無形固定資産1,190百万円及び一部の投資その他の資産982百万円の合計であります。なお、茂原工場資産グループに関する34,308百万円の固定資産が含まれており、連結総資産額の23.2%を占めております。

② その他の情報

連結注記表「7. 連結損益計算書に関する注記 (3) 減損損失」に記載のとおり、収益性が低下した資産グループにつき、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上しております。

その際、回収可能価額は、主に不動産鑑定評価額に基づく正味売却価額と使用価値のいずれか高い方で算定しております。使用価値の算定は、過去の経験と外部からの情報を反映した将来の事業計画案を基礎としたキャッシュ・フローの見積額を、割引率11.0%により現在価値に割引いて算定しております。

また、最小キャッシュ・フロー生成単位として、各工場（製造子会社含む）を設定しており、各工場に対する製品区分毎の予測営業損益の配分及び工場別の投資予算額も勘案したうえで、将来キャッシュ・フローを見積もっております。その他、予測収益及び営業損益については各工場における主要な資産の残存耐用年数を対象期間として見積り、業界の技術革新の程度又は製品ライフサイクル等に応じて一定の補正計算を勘案したうえで算定しております。

これらの仮定は、経営者の最善の見積りによって決定されますが、将来の不確実な経済条件の変動により影響を受ける可能性があり、仮定の見直しが必要となった場合には、減損損失の計上額及び連結貸借対照表における固定資産残高に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(3) 事業構造改善引当金

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

事業構造改善費用	16,693百万円
事業構造改善引当金 連結貸借対照表価額	13,803百万円 (※)

(※) 流動負債3,451百万円、固定負債10,351百万円の合計であり、茂原工場の生産終了に伴う引当額10,637百万円を含んでおります。

② その他の情報

連結注記表「2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (5) 会計方針に関する事項 ③ 重要な引当金の計上基準 [ハ. 事業構造改善引当金]」に記載のとおり、事業構造改善に伴い今後発生が見込まれる費用及び損失のうち、当連結会計年度末で合理的に見積ることが可能な金額を事業構造改善引当金として計上しております。

その際、主たる事業構造改善策である生産拠点の統廃合費用の見積りにおいて、費目分類ごとの仮定を用いて算定しております。生産・開発設備等の撤去及び廃棄に要する費用並びに契約解除に伴い生じる追加費用等に関して、社内の活動費については、工程期間に応じた月毎の見込動力量、作業時間及び所要人員数、並びに過去実績を勘案した動力費単価及び人件費単価等を基礎として見積もり計算するとともに、外注費用については、その内容又は規模に応じた過去の類似案件の実績額及び外注先からの見積りを勘案し見積もっております。

これらの仮定は、経営者の最善の見積りによって決定されますが、将来の不確実な経済条件の変動により影響を受ける可能性があり、仮定の見直しが必要となった場合には事業構造改善費用の計上額及び連結貸借対照表における事業構造改善引当金の残高に重要な影響を及ぼす可能性があります。

6. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

その他（無形固定資産）（※）	一百万円
合計	一百万円

（※）当社が単独出願した登録済特許権の一部について、担保設定を約する契約を当事者間で締結しております。

担保に係る債務は、次のとおりであります。

短期借入金	59,500百万円
-------	-----------

(2) 偶発債務

① 債務保証

当社は、従前グループ外事業者との間で、白山工場における生産に不可欠なユーティリティの設備管理を目的とする長期業務委託契約（以下「委託契約」という。）を締結しておりましたが、2020年10月1日付で同工場の資産を第三者に譲渡したことにより、当該譲渡先が委託契約を承継した結果、同年10月1日を効力発生日として、グループ外事業者において発生する損害を、当社が当該譲渡先と連帯して保証する旨の合意をいたしました。これに伴う当連結会計年度末における債務保証見込額は、24百万円であります。なお、今後新たな事象の発生等により、当該見込額に変更が生じる可能性があります。

② 重要な訴訟

2020年7月16日付で、過年度決算における不適切な会計処理により損害を被ったとして、当社の株主1名及び当該株主が代表取締役を務めていた国内法人株主2名から、当社及び当社の元取締役合計10名に対し、連帯して約3,858百万円の損害賠償を請求する訴訟が提起されました。現在係争中ですが、当社といたしましては、訴訟における原告の主張を踏まえて適切に対応してまいります。

(3) 有形固定資産の減価償却累計額 291,202百万円

(4) 国庫補助金等により固定資産の取得価額から控除した圧縮記帳累計額は次のとおりであります。

建物及び構築物	245百万円
機械装置及び運搬具	15,288 //
その他（有形固定資産）	176 //
その他（無形固定資産）	68 //
合計	15,779百万円

7. 連結損益計算書に関する注記

(1) 期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、棚卸資産評価損5,229百万円が売上原価及び事業構造改善費用に含まれております。

(2) 固定資産売却益

主に旧東浦工場の売却及び製造委託先に設置していた自社所有設備の譲渡に伴うものであります。

(3) 減損損失

当社グループでは、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

用途	種類	場所	減損損失 (百万円)
事業用資産	その他流動資産、その他投資その他の資産	本社 東京都港区	746
	建物及び構築物、機械装置及び運搬具、土地、建設仮勘定、その他有形固定資産、その他無形固定資産	茂原工場 千葉県茂原市	20,481
	リース資産	海外販売子会社	4
遊休資産	建設仮勘定	茂原工場 千葉県茂原市	0
	建物及び構築物、機械装置及び運搬具、その他有形固定資産、その他無形固定資産	鳥取工場 鳥取県鳥取市	215
	機械装置及び運搬具、その他有形固定資産	フィリピン	115
合計			21,563

原則として事業用資産については管理会計上の区分を基礎とし、製造工程等の関連性を加味してグルーピングしておりますが、遊休状態の資産については他の資産グループから独立したキャッシュ・フローを生み出す単位として個別にグルーピングしています。

事業用資産及び共用資産については、主に稼働率が低下している茂原工場（千葉県茂原市）での生産を2026年3月までに終了する影響から、eLEAP生産設備等に対して当連結会計年度において帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額21,232百万円（主として建設仮勘定20,197百万円）を特別損失に計上いたしました。なお、事業用資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、正味売却価額は当社グループが評価を委託した外部の評価会社から入手した鑑定評価書（不動産及び動産）を利用し算出した鑑定評価額から処分費用見込額を控除した価額に基づいて評価しております。

遊休資産については、将来の使用が見込まれなくなったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額331百万円（主として機械装置及び運搬具192百万円及び、建物及び構築物62百万円）を特別損失に計上いたしました。なお、遊休資産の回収可能価額は零としております。

(4) 投資有価証券評価損

当社が保有する投資有価証券のうち実質価額が著しく下落したもののについて、減損処理を行ったものがあります。

(5) 事業構造改善費用

鳥取工場と茂原工場の生産終了に伴う、生産・開発設備等の撤去及び廃棄に要する見込費用並びに契約解除に伴い生じる追加費用等であります。

8. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 の株式数
普通株式	3,880,388,022株	一株	一株	3,880,388,022株
E種優先株式	5,540 //	— //	— //	5,540 //

(2) 当連結会計年度の末日における自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 の株式数
普通株式	67株	一株	一株	67株

(3) 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

普通株式 3,852,857,200株

9. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については新株発行及び金融機関等との契約に基づく借入により調達しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、グローバルに事業を展開していることから生じる外貨建の営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、6ヶ月以内の支払期日であります。一部外貨建のものについては、為替の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに取引先ごとの信用状況を定期的に把握する体制をとっております。

ロ. 市場リスク（金利変動のリスク）の管理

当社グループは、外部借入を実施した場合における金利変動のリスクに対して、適切な資金計画の作成により対処しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表価額、時価及びこれらの差額について、記載すべき事項はありません。なお、市場価格のない株式等については（注1）に記載のとおりであります。また、「現金及び預金」「売掛金」「未収入金」「買掛金」「短期借入金」「未払金」は現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（注1）市場価格のない株式等

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	3,110百万円

（注2）金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年内	1年超5年内	5年超10年内	10年超
売掛金	22,800百万円	—	—	—
未収入金	7,379百万円	—	—	—
合計	30,180百万円	—	—	—

（注3）金銭債務の連結決算日後の返済予定額

	1年内	1年超5年内	5年超10年内	10年超
短期借入金	59,500百万円	—	—	—
合計	59,500百万円	—	—	—

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

該当事項はありません。

10. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 Δ 7円88銭
 (2) 1株当たり当期純損失（ Δ ） Δ 12円64銭

11. 重要な後発事象に関する注記

(資金の借入)

当社は、2025年3月13日開催の取締役会決議に基づき、一時的な運転資金の確保を目的として、以下の借入について借入先であるいちごトラストと合意締結し、実行いたしました。

	2025年4月28日付 Short-Term Loan Agreement
借入先	いちごトラスト
借入金額	5,500百万円
借入実行日	2025年4月28日
返済期限	2025年7月31日（期限前弁済可）
年利率	12%
担保の有無	有（当社保有の特許権の一部）

(重要な会社分割)

当社は、2025年5月15日開催の取締役会において、当社の車載関連の事業（以下「車載事業」という。）に関する権利義務を、新設分割（以下「本新設分割」という。）により新設する「株式会社AutoTech」（以下「本新設会社」という。）に承継させる旨について、同年6月21日開催予定の第23期定時株主総会及び普通株主による種類株主総会に付議することを決議いたしました。

(1) 本新設分割の目的

厳しい過当競争が続くディスプレイ産業への依存による慢性的な赤字体質から脱却するためには、これまで以上に大きな戦略的転換が必要となっています。そのため、当社は経費極小化による競争力強化を含むさらなる改革によりディスプレイ事業の早急な黒字化を図ると同時に、社会が求める高成長分野であるセンサー及び先端半導体パッケージングへの参入を図り、ディスプレイ専門メーカーから「BEYOND DISPLAY」への進化を遂げるための新たな戦略を推進しております。

当該戦略の実現と競争力強化のため、車載事業を新設する「株式会社AutoTech」へ移管し、独立した経営判断と迅速な意思決定を可能にするとともに、外部からの資金調達の可能性を広げ、他社との協業も含めた将来の戦略的選択肢を拡大するため、本新設分割を行うこととしました。

(2) 会社分割の要旨

① 本新設分割の日程

取締役会決議日	2025年5月15日
定時株主総会及び普通株主による種類株主総会	2025年6月21日（予定）
効力発生日	2025年10月1日（予定）

- ② 会社分割の方式
当社を分割会社とし、本新設会社を承継会社とする新設分割
- ③ 会社分割に係る割当ての内容
本新設分割に際し、本新設会社は発行する普通株式1,000株全てを当社に割当交付いたします。
- ④ 会社分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い
当社が発行済みの新株予約権について、本新設分割による変更はありません。また、当社は、新株予約権付社債を発行していません。
- ⑤ 会社分割により増減する当社の資本金
当社の資本金の増減はありません。
- ⑥ 承継会社が承継する権利義務
本新設分割に際し、車載事業に係る資産、債務、雇用契約その他の権利義務のうち、新設分割計画書において定めるものを承継いたします。なお、当社から本新設会社に承継される一切の債務については、新設会社が、免責的に債務を引受けます。
- ⑦ 債務履行の見込み
本新設分割後における本新設会社が負担すべき債務につきましては、履行の見込みに問題はないものと判断しております。

(3) 本新設分割の当事会社の概要

	分割会社 (2025年3月31日現在)	(新設) 承継会社 (2025年10月1日予定)
(1) 商号	株式会社ジャパンディスプレイ	株式会社AutoTech
(2) 所在地	東京都港区西新橋三丁目7番1号	東京都港区西新橋三丁目7番1号
(3) 代表者の 役職・氏名	代表執行役会長 CEO 兼 取締役 スコット キャロン (注1)	代表取締役社長 福永 誠一
(4) 事業内容	ディスプレイ及びその関連製品の開発、設計、製造及び販売	車載用ディスプレイ及びその関連製品並びに部品の研究、開発、製造及び販売
(5) 資本金	100百万円	50百万円
(6) 設 立 年 月 日	2012年4月1日 (事業開始日)	2025年10月1日 (予定)

(7) 発行済株式数	3,880,388,022株	1,000株
(8) 決算期	3月31日	3月31日
(9) 大株主及び持株比率	いちごトラスト 78.19% 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 1.96% 日亜化学工業株式会社 0.90% 野村證券株式会社 0.52% JP JPMSE LUX RE BARCLAYS CAPITAL SEC LTD EQ CO 0.34% 羽田タートルサービス株式会社 0.25% 内海章雄 0.24% JP JPMSE LUX RE NOMURA INT PLC 1 EQ CO 0.21% ジャパンディスプレイ持株会 0.20% 内海晴和企画株式会社 0.14%	株式会社ジャパンディスプレイ 100%
(10) 純資産(単体)	△38,042百万円 (注2)	—
(11) 総資産(単体)	114,332百万円 (注2)	—

(注1) 2025年5月15日の取締役会において、同年6月1日付の当社代表者の異動を決議しております。
したがって、本新設分割の効力発生予定日における代表者は新任者となります。

(現任) 代表執行役会長 CEO 兼 取締役 スコット キャロン

(新任) 代表執行役社長 CEO 明間 純

(注2) 2025年3月31日時点

(4) 分割する事業部門の概要

① 分割する事業の内容

車載用ディスプレイ及びその関連製品並びに部品の研究、開発、製造及び販売

② 分割する事業の経営成績 (2025年3月期)

車載事業の売上高： 120,286百万円 (単体)

③ 分割する資産、負債の項目及び金額 (2025年3月31日現在)

資産		負債	
項目	帳簿価額	項目	帳簿価額
流動資産	42,616百万円	流動負債	36,752百万円
固定資産	267百万円	固定負債	1,054百万円
合計	42,883百万円	合計	37,807百万円

(注) 実際に分割される資産・負債の金額は、上記金額に本新設分割の効力発生日までの増減を調整したうえで確定いたします。

(5) 本新設分割後の状況

本新設分割後の当社の名称、所在地、資本金及び決算期に変更はありません。
代表者の役職・氏名については、上記（3）（注1）記載の2025年6月1日付の当社代表者の異動以降、本新設分割後に変更は有りません。

(6) 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する運用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理する予定であります。

(希望退職者の募集等)

(1) 実施の理由

当社は、BEYOND DISPLAY戦略の実現のため、経営資源の最適化に向けた議論と検討を重ねてまいりました。その結果、ディスプレイ事業についてはアセットライト化と生産効率の大幅な向上が早期の収益改善に向けて不可欠であると判断し、2026年3月までに固定費負担の大きい茂原工場でのパネル生産を終了し、固定費がより小さく、先端半導体パッケージングとセンサーの生産において効率が良い石川工場に生産機能を集約することを決定いたしました。当該戦略の取組みの一環として、生産活動の効率化と生産性向上、低収益製品および赤字事業からの撤退、原材料の低コスト化、茂原工場を含む複数の工場生産終了とアセットライト化等の全面的かつ徹底的な費用削減に取り組んでおります。

そのため、コスト構造の更なる改善と効率的な組織体制の早急な構築が必要不可欠であると判断し、2025年5月15日開催の取締役会において、国内外全拠点を対象とした希望退職者の募集等を行うことを決議いたしました。

(2) 希望退職等の内容

① 国内における希望退職者の募集

募集人数 ：1,500名程度（2025年3月31日現在の国内従業員数 2,639名）
募集対象者：当社正規雇用従業員及び契約社員（全拠点対象）

募集期間 : 2025年6月16日～2025年8月25日（予定）

退職予定日 : 2025年7月31日以降

その他 : 退職希望者には退職金規則に定める退職金に加え、退職加算金を支給する。また、希望者に対しては再就職の支援を行う

② 海外子会社における人員削減

各国の労働法に準じて、国内と同様に各子会社の人員を削減して適正化を行う

(3) 事象の損益に与える影響

本希望退職者の募集等に伴い、退職加算金等の費用を2026年3月期の特別損失として計上する見込みであります。2026年3月期の損益に与える影響は現時点においては未確定であります。

12. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループのアプリケーション分野別に分解した売上高は次のとおりであります。

アプリケーション分野	売上高(百万円)
車載	125,857
スマートウォッチ・V R等	53,566
液晶スマートフォン	8,589
合計	188,012

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記「(5) 会計方針に関する事項 ④ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2025年3月31日)
契約負債（期首残高）	3,025
契約負債（期末残高）	7,174

契約負債は、契約に基づく履行に先立って受領した対価に関連する前受金であり、当社グループが契約に基づき履行義務を充足した時点で収益に振り替えられます。また、契約負債の増減は、主として前受金の受取りによる増加、収益認識による減少であります。

(※) 当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、1,718百万円であり、過去の期間に充足した履行義務又は部分的に充足した履行義務から当連結会計年度に認識した収益の額に重要性はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

未充足の履行義務に配分した取引価格の総額及び当該履行義務の充足が見込まれる時期は、以下のとおりであります。なお、実務上の便法を適用し、当初予想される契約期間が1年以内の契約について、下表に含めておりません。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2025年3月31日)
1年以内	2,214
1年超	10,130
合計	12,344

計算書類

貸借対照表 2025年 3 月31日現在

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	74,045
現金及び預金	11,453
売掛金	17,726
未収入金	7,694
商品及び製品	2,635
仕掛品	11,578
原材料及び貯蔵品	18,276
前払費用	1,490
関係会社短期貸付金	1,950
その他	1,240
固定資産	40,286
有形固定資産	36,383
建物	27,769
構築物	1,404
機械及び装置	1,718
車両運搬具	1
工具、器具及び備品	886
土地	3,064
建設仮勘定	1,537
無形固定資産	505
特許権	0
借地権	0
ソフトウエア	289
その他	214
投資その他の資産	3,397
投資有価証券	127
関係会社株式	2,185
関係会社出資金	226
長期貸付金	0
長期前払費用	720
その他	138
貸倒引当金	△1
資産合計	114,332

科目	金額
負債の部	
流動負債	134,410
買掛金	34,189
未払金	8,166
短期借入金	59,500
関係会社短期借入金	2,990
未払費用	3,296
未払法人税等	25
賞与引当金	1,195
前受金	7,067
前受収益	8
有償支給取引に係る負債	8,779
事業構造改善引当金	3,451
契約損失引当金	3,273
預り金	2,258
その他	207
固定負債	17,963
長期未払法人税	11
退職給付引当金	6,215
訴訟損失引当金	164
繰延税金負債	142
事業構造改善引当金	10,351
その他	1,078
負債合計	152,374
純資産の部	
株主資本	△38,283
資本金	100
資本剰余金	122,659
資本準備金	43,340
その他資本剰余金	79,319
利益剰余金	△161,043
その他利益剰余金	△161,043
繰越利益剰余金	△161,043
自己株式	△0
新株予約権	240
純資産合計	△38,042
負債純資産合計	114,332

(記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。)

損益計算書
自 2024年 4 月 1 日
至 2025年 3 月31日

(単位：百万円)

科目	金額
売上高	173,226
売上原価	192,314
売上総損失 (△)	△19,088
販売費及び一般管理費	22,272
営業損失 (△)	△41,361
営業外収益	2,577
受取利息	64
為替差益	476
受取配当金	1,143
受取賃貸料	156
補助金収入	96
その他	639
営業外費用	6,042
支払利息	4,374
減価償却費	49
その他	1,618
経常損失 (△)	△44,826
特別利益	1,830
固定資産売却益	1,830
特別損失	38,685
減損損失	21,772
投資有価証券評価損	219
事業構造改善費用	16,693
税引前当期純損失 (△)	△81,682
法人税、住民税及び事業税	328
法人税等調整額	5
当期純損失 (△)	△82,016

(記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書

自 2024年 4 月 1 日
至 2025年 3 月31日

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	100	43,340	79,319	122,659
当期変動額				
当期純損失 (△)				
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)				
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	100	43,340	79,319	122,659

	株主資本				評価・換算 差額等	新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計			
	その他利益剰余金	利益剰余金 合計					
	繰越利益 剰余金				その他 有価証券 評価差額金		
当期首残高	△79,026	△79,026	△0	43,733	1	240	43,975
当期変動額							
当期純損失 (△)	△82,016	△82,016		△82,016			△82,016
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					△1		△1
当期変動額合計	△82,016	△82,016	－	△82,016	△1	－	△82,018
当期末残高	△161,043	△161,043	△0	△38,283	－	240	△38,042

(記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。)

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

当社は、当事業年度において8期連続で営業損失及び重要な減損損失を、11期連続で当期純損失を計上したこと、及び債務超過になっていることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当該状況を解消するため、当社は、全社的な事業構造改革として、設備利用効率の改善、資産規模の適正化による生産性向上、及びサプライチェーンの見直し等によるコストの更なる削減に取り組んでおります。この戦略的取組みの一環として、2023年3月に生産を終了した東浦工場の建物を2024年4月1日付で譲渡いたしました。また、2023年8月2日開催の取締役会決議に基づき、鳥取工場における生産を2025年3月に終了したほか、収益性の抜本的改善を図るため、同年2月12日開催の取締役会において、稼働率が低下している茂原工場での生産を2026年3月までに終了することを決議し、石川工場（石川県能美郡）に生産を集約して生産性の向上を図るとともに、競争優位性の高い製品に特化した生産を行うことといたします。

さらに、注記事項（重要な後発事象）に記載のとおり、アセットライト化による従来の工場経費の最小化、競争力の強化及び車載事業の意思決定の迅速化を主な目的として、当社の車載関連の事業を新設分割により「株式会社AutoTech」に承継させる旨について、同年6月21日開催予定の第23期定時株主総会及び普通株主による種類株主総会に付議することを同年5月15日開催の取締役会において決議いたしました。

上記施策に加え、技術基盤を価値創造の源泉とし、脱過当競争・脱コモディティ化により収益性の抜本的な改善を図るため、引き続き事業モデルの変革を推進しております。ディスプレイ事業においては、高付加価値製品に注力するほか、高移動度酸化物半導体バックプレーン技術「HMO」及び次世代OLED「eLEAP」に関連する知的財産権の積極活用を進めていきます。加えて、X線などのライフサイエンスセンサー、ZINNSIAをはじめとするIoTセンサー、産業用センサー等により構成されるセンサー、ディスプレイで培った技術・資産を活用した先端半導体パッケージングにより製品・事業ポートフォリオを再編し、早期の黒字体質への転換と事業成長を図っていく方針であります。

以上のように、今後も事業モデルの改革を進め、収益性の更なる向上に向けた経営資源の最適化に引き続き取り組んでまいります。

財務面では、世界的なインフレ高進やサプライチェーンにおけるリスクの継続に備えた手許資金確保の重要性に鑑み、当社は主にいちごトラスト（以下「いちご」といいます。）より、当事業年度において新規借入（2024年7月から2025年3月まで計11回、元本総額290億円）を実施したほか、計算書類作成日ま

で、借入の一部に係る弁済期日を延長（元本総額195億円につき2025年5月30日まで、元本総額130億円につき2025年6月30日まで、元本総額230億円につき2025年7月31日まで）することについて、主にいちごとの間で合意いたしました。

また、注記事項（重要な後発事象）に記載のとおり、当事業年度後に、いちごより追加の新規借入（2025年4月28日付元本総額55億円）を実施しております。今後も資金需要に応じた機動的な借入実施、AIデータセンター需要を有する他社への茂原工場資産の譲渡を含む低効率資産の売却及び営業債権等の流動化のほか、いちごによる新株予約権の行使要請も含め、引き続き適時適切な資金調達策を講じてまいります。

一方で、依然として厳しい競争環境が継続しており、米国の関税政策の影響、世界的なインフレによる原材料費・エネルギー費・輸送費等のコストの高止まり、及び顧客需要の低下に伴う売上減少から早期の業績回復による黒字転換が遅延する懸念があるほか、前述の各資金調達策は相手方との交渉を含め実施途上にあるため、その結果によっては当社資金繰りに重要な影響を及ぼす可能性を勘案すると、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、計算書類は継続企業を前提として作成しており、このような継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類に反映しておりません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式 …………… 移動平均法に基づく原価法
- ② その他有価証券
市場価格のない株式等 …………… 移動平均法に基づく原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

…………… 移動平均法に基づく原価法
(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

固定資産の減価償却の方法

(3) 有形固定資産（リース資産を除く）

…………… 定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3年～50年
構築物	7年～50年
機械及び装置	4年～7年
車両運搬具	4年～7年
工具、器具及び備品	2年～15年

(4) 無形固定資産（リース資産を除く）

…………… 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

(5) リース資産

- ・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数として、残存価額を零（残価保証がある場合は残価保証額）とする定額法を採用しております。

(6) 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

(7) 引当金の計上基準

- ①貸倒引当金 売掛債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権及び破産更生債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ②賞与引当金 従業員に対する賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ③事業構造改善引当金 事業構造改善に伴い発生する費用及び損失に備えるため、その発生見込額を計上しております。
- ④契約損失引当金 外部取引先との購買等の契約に関して将来発生する可能性のある損失に備えるため、損失負担の見込額を計上しております。
- ⑤退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
 - ・退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ・数理計算上の差異及び過去勤務費用の処理方法
過去勤務費用については、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異については、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
- ⑥訴訟損失引当金 係争中の訴訟に対する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる金額を計上しております。

(8) 収益及び費用の計上基準

連結計算書類「2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等(5) 会計方針に関する事項④ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(9) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(10) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- ①退職給付に係る会計処理 …………… 退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
- ②消費税等の会計処理 …………… 資産に係る控除対象外消費税は、発生年度の費用として処理しております。

3. 会計方針の変更に関する注記

法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過措置に定める経過措置に従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

4. 表示方法の変更に関する注記

前事業年度において独立掲記しておりました「流動負債」の「電子記録債務」56百万円は、金額の重要性が乏しいため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

5. 会計上の見積りに関する注記

(1) 棚卸資産の評価損

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

棚卸資産 評価損計上前金額	47,742百万円
棚卸資産評価損	15,252 //
棚卸資産 貸借対照表価額	32,489百万円（※）

（※）商品及び製品2,635百万円、仕掛品11,578百万円及び原材料及び貯蔵品18,276百万円の合計であります。

- ② その他の情報

連結注記表に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

(2) 固定資産の減損

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失	21,772百万円
固定資産 貸借対照表価額	37,821百万円（※）

（※）有形固定資産36,383百万円、無形固定資産505百万円及び一部の投資その他の資産933百万円の合計であります。なお、茂原工場資産グループに関する29,069百万円の固定資産が含まれており、総

資産額の25.4%を占めております。

② その他の情報

連結注記表に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

(3) 事業構造改善引当金

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

事業構造改善費用	16,693百万円
事業構造改善引当金 貸借対照表価額	13,803百万円 (※)

(※) 流動負債3,451百万円、固定負債10,351百万円の合計であり、茂原工場の生産終了に伴う引当額10,637百万円を含んでおります。

② その他の情報

連結注記表に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

6. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 295,494百万円

(2) 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

特許権 (※)	－百万円
合計	－百万円

(※) 当社が単独出願した登録済特許権の一部について、担保設定を約する契約を当事者間で締結しております。

担保に係る債務は、次のとおりであります。

短期借入金 59,500百万円

(3) 偶発債務

①債務保証

当社は、従前グループ外事業者との間で、白山工場における生産に不可欠なユーティリティの設備管理を目的とする長期業務委託契約（以下「委託契約」）を締結しておりましたが、2020年10月1日付で同工場の資産を第三者に譲渡したことにより、当該譲渡先が委託契約を承継した結果、同年10月1日を効力発生日として、グループ外事業者において発生する損害を、当社が当該譲渡先と連帯して保証する旨の合意をいたしました。これに伴う当事業年度末における債務保証見込額は、24百万円であります。なお、今後新たな事象の発生等により、当該見込額に変更が生じる可能性があります。

②重要な訴訟

2020年7月16日付で、過年度決算における不適切な会計処理により損害を被ったとして、当社の株主1名及び当該株主が代表取締役を務めていた国内法人株主2名から、当社及び当社の元取締役合計10名に対し、連帯して約3,858百万円の損害賠償を請求する訴訟が提起されました。現在係争中ですが、当社といたしましては、今後、訴訟における原告の主張を踏まえて適切に対応してまいります。

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務は次のとおりであります。

短期金銭債権	14,184百万円
短期金銭債務	10,678百万円

(5) 国庫補助金等により固定資産の取得価額から控除した圧縮記帳累計額は次のとおりであります。

建物	244百万円
構築物	0 //
機械及び装置	15,288 //
車両運搬具	0 //
工具、器具及び備品	176 //
ソフトウェア	68 //
計	15,779百万円

7. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

売上高	138,901百万円
営業外収益	1,160百万円

(2) 期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、棚卸資産評価損5,279百万円が売上原価及び事業構造改善費用に含まれております。

(3) 固定資産売却益

主に旧東浦工場の売却及び製造委託先に設置していた自社所有設備の譲渡に伴うものであります。

(4) 減損損失

当社では、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

用途	種類	場所	減損損失 (百万円)
事業用資産	前払費用、長期前払費用	本社 東京都港区	1,301
	建物、構築物、機械及び装置、工具、器具及び備品、土地、建設仮勘定、特許権、借地権、施設利用権、ソフトウェア	茂原工場 千葉県茂原市	20,255
遊休資産	建設仮勘定	茂原工場 千葉県茂原市	0
	建物、機械及び装置、車両運搬具、工具、器具及び備品、ソフトウェア	鳥取工場 鳥取県鳥取市	215
合計			21,772

原則として事業用資産については管理会計上の区分を基礎とし、製造工程等の関連性を加味してグルーピングしておりますが、遊休状態の資産については他の資産グループから独立したキャッシュ・フローを生み出す単位として個別にグルーピングしています。

事業用資産及び共用資産については、主に稼働率が低下している茂原工場（千葉県茂原市）での生産を2026年3月までに終了する影響から、eLEAP生産設備等に対して当事業年度において帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額21,556百万円（主として建設仮勘定20,132百万円）を特別損失に計上いたしました。なお、事業用資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、正味売却価額は当社グループが評価を委託した外部の評価会社から入手した鑑定評価書（不動産及び動産）を利用し算出した鑑定評価額から処分費用見込額を控除した価額に基づいて評価しております。遊休資産については、将来の使用が見込まれなくなったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額216百万円（主として機械及び装置100百万円及び、建物62百万円）を特別損失に計上いたしました。なお、遊休資産の

回収可能価額は零としております。

(5) 事業構造改善費用

鳥取工場と茂原工場の生産終了に伴う、生産・開発設備等の撤去及び廃棄に要する見込費用並びに契約解除に伴い生じる追加費用等であります。

8. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 の株式数
普通株式	67株	一株	一株	67株

9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金(注)	209,520百万円
減損損失	13,356 //
関係会社株式評価損	4,593 //
退職給付引当金	2,087 //
棚卸資産評価損	7,355 //
事業構造改善費用	4,635 //
賞与引当金	401 //
前受金	2,078 //
その他	2,026 //
繰延税金資産小計	246,053百万円
税務上繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	△209,520 //
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△36,532 //
評価性引当額小計	△246,053百万円
繰延税金資産合計	－百万円
繰延税金負債	
土地時価評価	△83百万円
その他	△58 //
繰延税金負債合計	△142百万円
繰延税金資産（負債：△）の純額	△142百万円

(注)税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額
当事業年度（2025年3月31日）

(百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 *1	9,000	35,719	－	31,601	34,974	98,224	209,520
評価性引当額	△9,000	△35,719	－	△31,601	△34,974	△98,224	△209,520
繰延税金資産	－	－	－	－	－	－	－

*1 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額です。

10. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との 関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主 (会社等)	いちご トラスト	(被所有) 直接78.2%	資金の援助 役員の兼任	資金の借入	*1 26,000	短期借入金	59,500
				利息の支払	*1 4,341	未払利息	576
			債務被保証	—	*2 4,898	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

*1 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を決定しております。

*2 当社取引先からの営業債務につき、債務保証を受けています。なお、取引金額には、債務被保証の期末残高を記載しております。

(2) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との 関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	JDI Display America, Inc.	所有 直接100.0%	当社製品等の販売 役員の兼任	製品の販売	*1 57,556	売掛金	11,218
子会社	JDI Europe GmbH.	所有 直接100.0%	当社製品等の販売 役員の兼任	製品の販売	*1 29,614	売掛金	1,630
子会社	JDI China Inc.	所有 直接100.0%	当社製品等の販売 役員の兼任 配当金の受取	配当の受取	1,143	—	—
子会社	JDI Hong Kong Limited	所有 直接100.0%	当社製品等の販売 役員の兼任 資金の援助	製品の販売	*1 40,721	売掛金	354
				資金の借入	*2 2,330	短期借入金	2,242
				利息の支払	*2 14	未払利息	13
子会社	JDI Design and Development 合同会社	所有 直接100.0%	資金の援助	資金の貸付	*2 400	短期貸付金	1,950
				利息の回収	*2 17	—	—
子会社	Nanox Philippines Inc.	所有 直接100.0%	フィリピンにおける 当社液晶表示装置の製造 役員の兼任	中小型 TFT 製品の仕入	*3 9,634	買掛金	7,563
				部材廃棄費用に係る立 替の精算	—	未払金	2,152

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

*1 価格等の取引条件は、外部顧客への実勢価格等を参考にして、その都度交渉のうで決定しております。

*2 資金の借入及び貸付については、市場金利を勘案して利率を決定しております。

*3 製品の仕入については、同社の原価等を勘案し両社協議のうで決定しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 Δ 15円14銭
(2) 1株当たり当期純損失 (Δ) Δ 13円25銭

12. 重要な後発事象に関する注記

(資金の借入)

当社は、2025年3月13日開催の取締役会決議に基づき、一時的な運転資金の確保を目的として、以下の借入について借入先であるいちごトラストと合意締結し、実行いたしました。

	2025年4月28日付 Short-Term Loan Agreement
借入先	いちごトラスト
借入金額	5,500百万円
借入実行日	2025年4月28日
返済期限	2025年7月31日（期限前弁済可）
年利率	12%
担保の有無	有（当社保有の特許権の一部）

(重要な会社分割)

当社は、2025年5月15日開催の取締役会において、当社の車載関連の事業に関する権利義務を、新設分割により新設する「株式会社AutoTech」に承継させる旨について、同年6月21日開催予定の第23期定時株主総会及び普通株主による種類株主総会に付議することを決議いたしました。

なお、詳細につきましては、「連結計算書類 連結注記表 11. 重要な後発事象に関する注記（重要な会社分割）」をご参照ください。

(希望退職者の募集等)

当社は、2025年5月15日開催の取締役会において、国内外全拠点を対象とした希望退職者の募集等を行うことを決議いたしました。

なお、詳細につきましては、「連結計算書類 連結注記表 11. 重要な後発事象に関する注記（希望退職者の募集等）」をご参照ください。

13. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は、連結計算書類「2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等(5) 会計方針に関する事項④ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月21日

株式会社ジャパンディスプレイ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	塚原克哲
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松本尚己
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	切替丈晴

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ジャパンディスプレイの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジャパンディスプレイ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

連結注記表の継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、当連結会計年度において8期連続で営業損失及び重要な減損損失を、11期連続で親会社株主に帰属する当期純損失を計上したことにより、純資産の額が減少し、株主資本がマイナスとなっている。以上により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

強調事項

連結注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2025年5月15日開催の取締役会において、国内外全拠点を対象とした希望退職者の募集等を行うことを決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することと求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月21日

株式会社ジャパンディスプレイ
取締役会 御中有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	塚原 克 哲
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松 本 尚 己
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	切 替 丈 晴

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ジャパンディスプレイの2024年4月1日から2025年3月31日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

個別注記表の継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、当事業年度において8期連続で営業損失及び重要な減損損失を、11期連続で当期純損失を計上しており、当事業年度末において債務超過の状況にあることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類等に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

強調事項

- 個別注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2025年5月15日開催の取締役会において、会社の車載関連の事業に関する権利義務を、新設分割により新設する株式会社Auto Techに承継させる旨について、同年6月21日開催予定の第23回定時株主総会及び普通株主による種類株主総会に付議することを決議した。
- 個別注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2025年5月15日開催の取締役会において、国内外全拠点を対象とした希望退職者の募集等を行うことを決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第23期事業年度における取締役及び執行役の職務執行について監査するとともに、会計監査人の監査の方法及び結果について監査を行いました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査委員会が定めた監査委員会監査基準に準拠し、当期の監査方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制部門と連携の上、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ②特に当事業年度においては、財務基盤の脆弱化、資金繰りの悪化等経営危機に関するリスクを認識して重点的に監視を行なうとともに、資金調達活動の適正性、不正リスク管理体制、並びに内部通報制度の運用状況等についても重点的に確認を行いました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。但し、経営環境の急激な悪化に対応するための取締役会による各種意思決定については慎重な審議が求められる旨、監査委員会から複数回にわたり意見具申を行ないました
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。継続企業の前提に関する注記の必要性について、監査委員会としても十分な検討を行ない、当社の対応を確認しました。

3. 結論

以上の通り、監査委員会は本事業年度に係る取締役及び執行役の職務執行、並びに会計監査人の監査について適法且つ適正であると認めます。

尚、当社は財務基盤の再構築に向けた取り組みを進めており、監査委員会としても引き続き、リスクが含まれる重要な経営判断については厳格な監視を継続する所存です。

2025年5月21日

株式会社ジャパンディスプレイ
監査委員会

監査委員(常勤) 植木 俊博

監査委員 伊藤 志保

監査委員 辻村 隆俊

(注) 監査委員 伊藤志保及び辻村隆俊は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以 上